

御宿町告示第 6 0 号

御宿町議会第 4 回定例会を次のとおり招集する。

平成 1 8 年 1 2 月 7 日

御宿町長 井 上 七 郎

記

1 . 期 日 平成 1 8 年 1 2 月 1 4 日

1 . 場 所 御宿町役場議場

平成18年第4回御宿町議会定例会

議事日程（第1号）

平成18年12月14日（木曜日）午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名人の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて
(平成18年度御宿町一般会計補正予算第4号)
- 日程第 4 議案第 2号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合理約の一部を改正する規約の制定
に関する協議について
- 日程第 5 議案第 3号 夷隅環境衛生組合理約の一部を改正する規約の制定に関する協議
について
- 日程第 6 議案第 4号 国保国吉病院組合理約の一部を改正する規約の制定に関する協議
について
- 日程第 7 議案第 5号 南房総広域水道企業団規約の一部を改正する規約の制定に関する
協議について
- 日程第 8 議案第 6号 千葉県後期高齢者医療広域連合の設置に関する協議について
- 日程第 9 議案第 7号 御宿町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第 8号 御宿町督促手数料及び延滞金徴収条例の制定について
- 日程第11 議案第 9号 御宿町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第10号 月の沙漠記念館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
の制定について
- 日程第13 議案第11号 御宿町営住宅設置管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第12号 御宿町歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第13号 御宿町障害者ホームヘルプサービス事業に関する条例の一部を改
正する条例の制定について
- 日程第16 議案第14号 平成18年度御宿町一般会計補正予算第5号
- 日程第17 請願第 6号 地上デジタル放送の開始に伴う難視聴解消施策に関する請願書

追加日程第1 発議第1号 地上デジタル放送の開始に伴う難視聴解消施策を講じることを求める意見書について

日程第18 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13名）

1番	石井芳清君	2番	松崎啓二君
4番	伊藤博明君	5番	吉野時二君
6番	川城達也君	7番	式田孝夫君
8番	瀧口義雄君	9番	白鳥時忠君
10番	小川征君	11番	中村俊六郎君
12番	浅野玄航君	13番	貝塚嘉軼君
14番	新井明君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	井上七郎君	助役	吉野和美君
教育長	岩村實君	総務課長	吉野健夫君
企画財政課長	瀧口和廣君	教育課長	田中とよ子君
税務会計課長	木原政吉君	産業観光課長	藤原勇君
建設環境課長	井上秀樹君	住民水道課長	米本清司君
保健福祉課長	氏原憲二君		

事務局職員出席者

事務局長 多賀孝雄君 係長 市原茂君

開会の宣告

議長（伊藤博明君） おはようございます。

本日、平成18年第4回定例会が招集されました。

本日の出席者は13人です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより平成18年12月招集御宿町議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議会だより編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしました。

（午前 9時00分）

諸般の報告

議長（伊藤博明君） 監査委員から、例月出納検査の結果報告がありました。お手元に配付の資料により、ご了承願います。

町長あいさつ

議長（伊藤博明君） 井上町長より、諸般の報告とあわせてあいさつがあります。

井上町長。

町長（井上七郎君） おはようございます。

本日、ここに平成18年第4回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、年末の大変お忙しい中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

本定例会に提案いたします案件は、先般、全員協議会での協議いただきました後期高齢者医療広域連合の設置に関する案件を初め、平成18年度一般会計補正予算案等14議案でございますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

本日、この定例会が今年最後の定例会となるわけですが、依然、財政状況は極めて厳しいものがあります。しかしながら、御宿町におきましては、来年度着工予定の中学校体育館改築工事を初め、やるべき重要課題が山積しております。このような中、財源不足という危機意識と最小の予算で最大の効果を念頭に、現在、新年度の予算編成を行っているところであります。

また、健全財政の確保のため、徹底した事務事業の見直しなど、御宿町行政改革大綱のさらなる具体化に努めますとともに、現在、新たな時代を見据えた後期基本計画も策定中でござい

ます。

直面しているさまざまな政策課題に対応しながら、町民の幸せを優先に、町民と一体となつたまちづくりを進めていくためには、横の連絡網の強化を図り、町民の皆様の声にしっかりと耳を傾け、必要な情報の収集と提供に努めながら、創意工夫をもって、できることから一步一步着実に懸案事業に取り組んでいくよう、私どもはなお一層の努力を傾注してまいる所存であります。

今年も残すところあとわずかとなりましたが、町民の福祉と町政の進展のため、努力してまいりますので、今後もより一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますが、冒頭のあいさつといたします。

常任委員会視察研修の報告

議長（伊藤博明君） 先般、常任委員会視察研修を実施いたしました。瀧口議員より発言を求められていますので、許可いたします。

（ 8 番 瀧口義雄君 登壇 ）

8 番（瀧口義雄君） おはようございます。

例年実施しております常任委員会の視察研修事業を、今年は総務常任委員会が担当して実施しました。去る10月25日、長野県の波田町にあります波田総合病院を視察、研修いたしました。波田町は長野県のほぼ中央に位置しておりまして、松本市のベッドタウン的な要素を持っている町でございます。面積、御宿のちょうど2倍の約59キロ平方メートル、人口が約2倍の1万5,000人でございます。昭和50年から60年ごろには8,000人の町、ちょうど御宿と同じぐらいでしたけれども、松本市のベッドタウンとして栄えまして、人口がちょうど2倍になったという状況でございます。

平成16年6月に御宿と同じように市町村合併の意思を問う住民投票を行いまして、自立の道が選択されたと聞いておりましたが、新しく出た町長が合併を掲げて当選したという中で、町がまた揺れている状況でございます。

今回、視察先の波田総合病院は、昭和23年、当時流行しました感染症から地域住民を守る観点から、診療所として開設され、昭和60年4月に総合病院となり、松本近郊の基幹的な病院として位置づけられております。現在は診療科目が17科、ベッド数が215床、鉄筋6階建ての建物です。平成17年4月から経営が赤字を解消したということです。医療制度の変革に対する柔軟な対応を目的として、地方公営企業法の全部適用を採択したとのこと。

今回の視察のテーマは、広域医療体制と病院経営についてということで、私たちも国保国吉病院の建設を間近に控えておる中で、病院経営のあり方を視察、研修させていただきました。現地を視察するに際して、御宿町議員は全員の参加でございましたけれども、波田町から議長、厚生常任委員長、波田病院からは宮坂事業管理者、事務局長、看護師長をはじめ多くの方が参加していただきました。現場に即した、大変貴重な経験を体験させていただきました。また、病院経営のあり方についてもご指導、ご鞭撻をいただき、今後の国吉病院の経営および建設に関して、大変参考になる研修だったと自負しております。

また、今回の視察に対して、皆様のご協力いただきまして、感謝申し上げます。

以上でございます。

議長（伊藤博明君） ご苦労さまでした。

会議録署名人の指名について

議長（伊藤博明君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名人の指名についてを議題といたします。

会議録署名人は、会議規則第119条の規定により議長より指名いたします。7番、式田孝夫君、8番、瀧口義雄君をお願いいたします。

会期の決定について

議長（伊藤博明君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の日程は、あらかじめ配付した日程により、本日1日限りにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りとすることに決しました。

議案第1号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第3、議案第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第1号 専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、平成18年9月26日から10月7日までの間、数度の豪雨により、道路や河川などが被災し、住民生活に危険が生じるおそれがあり、早急に復旧が必要であったことから、平成18年10月23日、地方自治法第179条第1項の規定により一般会計補正予算第4号を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づき承認を求めるものです。

補正予算額は、歳入歳出ともに259万9,000円を追加し、補正後の予算総額を27億3,403万9,000円とするものです。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） 瀧口企画財政課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 専決処分の予算書の説明をいたします。予算書の4ページをお願いいたします。

総務費につきましては、役場庁舎裏の雨水対策の工事費でございます。

災害復旧費の農林水産業施設災害復旧費については、須賀地区砂田ため池の堤体が被災し、特殊な工事復旧であり、緊急に査定設計書を作成する必要があるための設計委託料でございます。

公共土木災害復旧費につきましては、河川の復旧工事と道路については民家に土砂が覆っていること、及び通行に危険が生ずるおそれがあること、河川については、上部が民地であり危険が生ずるおそれがあることにより、工事費を計上いたしました。

以上の歳出予算の財源として、平成17年度繰越金259万9,000円を充当し、収支の均衡を図りました。

以上、歳入歳出ともに259万9,000円を追加し、補正後の予算総額を27億3,403万9,000円とするものです。

以上で説明を終わります。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

1番、石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番。

災害復旧での専決処分ということではありますが、ちょっと財源内訳のことで質問をいたしました

いのですが、今回、専決ということで一般財源が充てられておるわけでありましたが、一般的に災害復旧と申しますと国費が充てられるというふうに理解をしておりますが、本日は、補正予算も後ほど提案されるという理解をしておりますが、その中で今回の補正の財源についての調整という言葉が適切でしょうか、これについてはどのように考えておられるでしょうか。

議長（伊藤博明君） 瀧口課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 災害復旧事業については、国費は充てられますけれども、査定を受けるまでの費用については国費は対象になりません。また、公共土木施設については、国の事業対象外の小規模のものでありましたので、国費は充てられないということで、町の一般財源ということでございます。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第1号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（伊藤博明君） 全員挙手。

よって、議案第1号は原案のとおり承認することに決しました。

議案第2号、第3号、第4号、第5号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第4、議案第2号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、日程第5、議案第3号 夷隅環境衛生組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、日程第6、議案第4号 国保国吉病院組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、日程第7、議案第5号 南房総広域水道企業団規約の一部を改正する規約の制定に関する協議については関連がある議案のため一括議題といたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 異議なしと認めます。

よって、日程第4、日程第5、日程第6、日程第7を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号についての一括提案ということでございますので、説明をいたします。

夷隅郡市広域市町村圏事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、夷隅環境衛生組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、国保国吉病院組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、南房総広域水道企業団規約の一部を改正する規約の制定に関する協議については、関連がございますので、一括して提案理由を申し上げます。

本案は、地方自治法の改正を受け、各一部事務組合同規約を改正するにあたり、地方自治法286条第1項の規定により関係団体協議がございましたので、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものです。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） 吉野総務課長。

総務課長（吉野健夫君） それでは、議案第2号から議案第5号について一括して説明をさせていただきます。

なお、本案につきましては、去る12月4日の全員協議会において説明をさせていただいたものでございます。

説明をさせていただきます。

本案件につきましては、自治法の一部改正を受けまして、吏員とその他の職員の区分を廃止いたしまして、一律職員に改められたこと、さらに収入役制度が廃止されまして、会計管理者の設置規定が設けられたことについて、各組合の規約について所要の改正を行うものでございます。

また、議第2の夷隅郡市広域市町村圏事務組合におきましては、消防長を除く消防職員についての任免規定が現行消防組織法にそぐわない点がございますことから、あわせて改正の手続をさせていただくものでございます。

次に、議第3の国保国吉病院組合同規約及び議第4の南房総広域水道企業団規約につきましては、公営企業法の適用を受けておりますことから、もともと収入役の設置がございません。職員という制度のみの改正となっているところでございます。また、南房総広域水道企業団につ

きましては、今改正にあわせまして事務所の位置を勝浦市から大多喜町に変更しておるものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

1番、石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番。

ただいまの提案でありますけれども、この中の一部文言の中に、吏員という言葉が使われておりまして、それが削除されるような文面になっておるかというふうに思いますが、そもそも吏員というのはどういうものを指すのか、言葉の字句の説明についてお願いします。

議長（伊藤博明君） 吉野課長。

総務課長（吉野健夫君） 自治法では吏員という言葉は副知事、助役、出納長、副出納長、収入役、副収入役を含めて、長の補佐機関を総称する言葉でございます。これらのものを除いた吏員を指す場合もございますけれども、後者につきましてはさらに、事務をつかさどる事務吏員、技術をつかさどる技術吏員とに分けられるものでございます。

以上でございます。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） そうしますと、今回、職員という名前だったと思いますが、吏員を使わなくて職員にするということについての説明を求めたいと思います。

議長（伊藤博明君） 吉野課長。

総務課長（吉野健夫君） そのほかに、その他の職員という言葉がございますけれども、これは公共団体における主事補もこれに含まれるわけございまして、現在、主事補というのは、技術補もございますけれども、高校卒業して何年、大学を卒業して何年ということで今現在自治法の中で定めて、規則等に定めながらやっているところでございます。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第2号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（伊藤博明君） 全員挙手。

よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決しました。

議長（伊藤博明君） 議案第3号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（伊藤博明君） 全員挙手。

よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決しました。

議長（伊藤博明君） 議案第4号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（伊藤博明君） 全員挙手。

よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決しました。

議長（伊藤博明君） 議案第5号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（伊藤博明君） 全員挙手。

よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第6号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第8、議案第6号 千葉県後期高齢者医療広域連合の設置に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第6号 千葉県後期高齢者医療広域連合の設置に関する協議についての提案理由を申し上げます。

今回提案します後期高齢者医療広域連合の設置に関する協議につきましては、従来の市町村が運営する老人保健制度を改め、医療制度改革大綱に基づいて新たな医療保険制度体系の実現を目指すものです。75歳以上の後期高齢者を対象に、医療の確保、給付を行い、県内全市町村が加入し、広域連合を運営することになっております。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） 米本住民水道課長。

住民水道課長（米本清司君） それでは、私の方から規約の説明をさせていただきます。

条文ごとに順を追って説明いたします。

まず、第1条でございますが、広域連合の名称を規定しています。本広域連合の名称は、千葉県後期高齢者医療広域連合という名称に定めております。

第2条は、広域連合を構成する地方自治体を規定します。広域連合には、高齢者の医療の確保に関する法律第48条によりまして、全市町村が加入することになっておりますので、千葉県内の全市町村をもって組織するとの規定内容になります。

第3条につきましては、広域連合の区域を千葉県の区域としております。

第4条につきましては、広域連合の処理する事務について規定しております。1号から5号に記載の事務が、広域連合で処理すべき事務になりますが、この中の一部に市町村において行う事務が含まれておりますので、それにつきましては別表第1に記載して除外をしています。

第5条につきましては、広域連合が作成する広域計画の項目を記載することになっております。総合的かつ計画的な業務運営のために定めなければならない基本構想でございます。

第6条につきましては、事務所の位置を規定しています。事務所は千葉市内に置くものとするということで規定しております。

第7条につきましては、広域連合議員の議員の定数と議員の構成内訳について定めております。第1項で定数を56人、また第2項で議会の構成は市町村議会の議員により組織すると定めてございます。

第8条につきましては、広域連合議会の議員選挙の方法について規定しております。選挙の方法につきましては、間接選挙を採用することといたしております。選挙方法ですが、各市町村から1人ずつ、地方自治法第118条の例により選挙を行うということとします。また、議員選挙の投票か指名推選のいずれかの方法をとることが118条により可能となるわけでございます。

第9条につきましては、議員の任期について規定しております。第1項において、広域連合議員の任期は当該関係市町村の議員としての任期によることとなります。そして、第2項で広域連合議員が関係市町村の議会の議員でなくなったときには、同時にその職を失うこととしております。

第10条につきましては、広域連合議会の議長及び副議長の選出方法及び任期について規定しております。議長、副議長とも広域連合議員の中から選挙することとなります。

第11条につきましては、広域連合の執行機関について規定しております。広域連合に連合長1名、副連合長を1名置くこととなります。なお、第2項の会計管理者につきましては、地

方自治法の改正により、平成19年4月1日からの施行となります。

第12条は、広域連合長、副広域連合長、会計管理者の選任方法について規定をしております。第1項の広域連合長につきましては、関係市町村の長のうちから関係市町村の長が投票によりこれを選挙するということでもあります。なお、第5項の会計管理者に関する規定は、第11条同様に平成19年4月1日からの施行となります。

第13条は、執行機関である連合長及び副連合長の任期について規定します。それぞれ任期は4年としますが、広域連合長は市町村長のうちから選出されますので、市町村長としての任期によることとなります。

第14条は、執行機関を補助する職員を置くことについて規定しております。地方自治法の改正に伴い、平成19年3月31日までは職員とあるのは、吏員その他の職員と読みかえるものいたします。

第15条は、選挙管理委員の人数、選出方法、任期についての規定ですが、地方自治法で示されている普通地方公共団体の例を準用し、人数は4人と規定しております。

第16条は、監査委員の人数、選任の方法、任期についての規定ですが、地方自治法で示されている普通地方公共団体の例を準用し、人数は2人と規定しております。

第17条は、運営に関する重要事項を審議するため、関係市町村の長による協議会の設置をするものでございます。

第18条第1項は、広域連合の経費に充てる収入について規定します。また、第2項で、市町村ごとの負担金額を定めることとしております。具体的には別表第2に規定いたしております。

第19条は、この規約の施行に関して、この規約に規定されているもののほか、必要な事項は、広域連合長が規則で定めることとしております。

規約の施行日は平成19年1月1日としておりますが、理由につきましては、同日付で設立の前提条件である知事の許可をいただく予定からでございます。

規約第12条第2項で、選挙管理委員会が定めた場所において広域連合長の選挙を行うことになっています。しかし、選挙管理委員は議会で選ばれることになっておりますので、広域連合長選挙時にはまだ選挙管理委員が選出されていないために、附則により選挙の場所をあらかじめ定めおくものでございます。

第18条第2項の規定を受けて、別表第2に共通経費の負担割合を規定します。共通経費の負担割合につきましては、均等割、後期高齢者人口割、人口割を組み合わせ設定いたしました。

規約の各条文の説明は以上でございます。

次に、資料としておつけしました規約第18条に関する別表第2の1、平成19年度千葉県後期高齢者医療広域連合の市町村負担金共通経費分について説明させていただきます。県内市町村負担金総額が9億2,042万円に対する各負担割合に応じた御宿町負担金額につきましては、372万997円となっております。県内全市町村に対する負担構成割につきましては、0.404%となり、56市町村のうちの50番目となっております。内容につきましては、広域連合議会費、総務費として電算システム管理保守委託、事務所の共益費などがございます。

以上で資料の説明を終わりますが、この広域連合規約に関する議案を全市町村で議決していただくことが設立の要件となっておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

1番、石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番。

新しい制度の提案だというふうに理解をしております。そういう意味におきましては、今回提案されている医療制度が本当に住民の願いに立ったものであるかと、また、そうなるものであるかということの検証ということが大変大事ではないかというふうに理解をしております。

さて、今回の提案でありますけれども、まず、大変聞きなれない言葉が出てきておりますが、広域連合ということで、先ほど冒頭で一部事務組合の条例の改正があったわけでありましてけれども、今回、この後期高齢者医療制度を創設するにあたり、なぜ一部事務組合ではなく広域連合という自治組織にしたのかということです。それについて伺いたいというふうに思っています。

また、ただいまの説明の中では、その広域連合、直接選挙、間接選挙の2つの制度をとれるというふうに理解しておりますが、今回の提案はその中で間接選挙ですか、議会から選出すると、また理事者の中から設置するというような形の提案であったかというふうに思いますが、その辺で直接選挙をとらなかった理由についても伺いをしたいというふうに思います。

また、今ご説明にはなかったように理解をしておりますが、本来、こうした一部事務組合、広域連合という自治組織につきましては、自治法においては脱退ができるというふうに理解をしておりますが、今回の広域連合についてはその辺はどのような対応になっているのか、それについての説明もいただきたいというふうに思います。

また、今回の中で、こう見てみますと、新たな制度を設置する最低の、本当に骨格的な提案だというふうに思いますし、今後、内容については当然充実されるものだろうというふうに思

うわけでありませんが。今回の規約の提案の中では、議会そして理事者の協議会というようなものが設置をされるというような内容になっているというふうに思いますが、今回、75歳以上の住民、県民の方々のこの医療制度に対する意見、そういうものはどのように反映されていくのか。当然、これ自治組織でありますので、請願、陳情など、条例制定、直接請求も含めて、それは自治法では当然保証されているというふうに理解するわけでありましたが、そういう住民の声をどう反映させていくのかという仕組みについては、どのような対応になっているのかということです。

それから、来年の4月からということで、今の規約の提案の中には、広域連合の作成する広域計画の項目ということで、5条で広域計画を策定するというふうになっているわけですが、設置されてからこういうものは計画が策定されるというふうに思うわけでありませうけれども。逆に言いますと、どういうものになるのかわからないと、極端なことを言うと、白紙委任状になってしまうのではないかと。それから本当に、例えば広域、今度の医療制度の中で事務が簡素化されて、医療福祉が充実されるということになっていくのかどうかということの保証は、残念ながらこの計画の策定を待たないとわからない。それは、残念ながら今日の議会には何一つとして提案されないというのが実態だろうというふうに思うわけでありませうけれども。

それから、もう一点、最後に、この医療制度の中で、心身の特性に応じた医療サービスを提供するんだというふうにあります。それは確かにこの広域計画において具体化されるものだというふうに思うのですが、今時点の中で、それじゃこういうサービスについてはだれが提供するのかと、連合体が提供するのかと、それとも加盟自治体が提供するのかということですか。

それから、医療制度の新たな枠組みができるわけでありませうけれども、それでは、これまで、介護保険のときもそうでありませうけれども、町単独で行っていたそういう75歳以上への医療サービス、町単で行っていたものだと、そういうものについては今後どうするのかということについてお伺いをしたいと思います。

議長（伊藤博明君） 米本課長。

住民水道課長（米本清司君） まず、なぜ広域連合で一部組合ではないのかということですが、冒頭にも規約の説明で申し上げましたとおり、高齢者の医療の確保に関する法律48条にも、市町村は都道府県の区域ごとに当該区域内のすべての市町村が加入する広域連合を設けるものとする法律で規定されております。それに基づいて広域連合という位置づけをしたものでございます。

また、一部事務組合と違うところはどうかということですが、一部組合につき

ましては、一つの目的を達成するための一部の内容のものを共通した地方自治体が集まって構成して事務を行うというものでございます。広域連合につきましては、広域的なもっと広い範囲で、柔軟かつ効率的に対応できるということと、権限委譲の受け入れ態勢を準備することもできるということでございます。これにつきましては、総合的かつ計画的に広域行政を推進するものということで、統一の事務を持ち寄って共同処理する一部事務組合に対しまして、広域連合は多角的な事務処理を通じて行政目的を達成することが可能な仕組みということでございます。

また、選挙につきまして、直接選挙をしなかった理由ということでございますが、まず、直接選挙を実施した場合の費用、期間、実施体制などを勘案しまして、間接選挙の方を選択することとしたものです。また、既存の広域連合につきましては、間接選挙を実施しているところが多く、他県の検討状況を見ても、すべての都道府県が間接選挙を予定しているということでございますので、千葉県もこの例に倣いまして間接選挙を採用したと、こういうことでございます。

それと、地方自治法については、この広域連合を脱退できるものかということでございますが、これにつきましては、この千葉県後期高齢者医療広域連合につきましては、千葉県の区域内の全市町村が加入するというような法律になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。また、地方自治法では加盟団体の増減についての協議をするという文言があることは存じております。

75歳以上の声ということでございますけれども、医療保険者等によります保険者協議会というものが別にございます。新たに高齢者医療制度の運営とか、医療費適正化に関する保険者間の連絡調整を行うというものがございまして、その際、特に高齢者医療制度における医療保険者の関与のあり方が課題であります。例えば、保険者協議会の枠内において、高齢者医療制度の制度運営に関して特別の協議の場を設けることなども考えられるのではないかとお思ひしております。

あと、広域計画ということでございますが、広域連合と広域計画につきましては、広域連合が地方自治法の291条の7という広域計画の文章がございまして、これにつきまして、広域連合が当該広域連合を設けられた後、速やかにその議会の議決を経て広域計画を作成しなければならないと規定されております。これによりますと、広域連合議会が招集されてからということになりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

この施行につきましては、平成20年4月からが施行となっておりますけれども、現状の老人

保健の内容をほとんど引き継ぐような保険給付内容ということで伺っております。

以上でございます。

議長（伊藤博明君） 米本課長。

住民水道課長（米本清司君） 町単独で行っているサービスは今後どうするのかということですが、この広域連合に関しましては、処理する事務ということで連合と市町村の事務が分かれることとなります。市町村の事務、主に窓口業務が主体となりますので、よろしくをお願いします。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番。

あと、最後に私が質問したのは、これまでの医療、町単のそうしたサービスは簡単に言いますと、引き続き存続するのか、しないのかという質問をたしかしたと思いますので、次の答弁の内容のときをお願いしたいと思います。

それから、今、幾つか説明を受けましたけれども、1つ、一部事務組合と広域連合の違いということで、広域連合の方が広域だから広域連合という説明は自治法になじまないんじゃないかと思います。例えば、今、夷隅郡市広域市町村圏事務組合ございますけれども、その基本計画の中には、広域連合についての調査研究を行うという項目があるわけです。事務の委任状況が違うんだろうと思うんです。

ですから、広域連合はこういう自治組織なんだよと、一部事務組合はこういう組織なんだよと、きちんとわかれていたと思うんです。範囲が違うんじゃないんですよ。内容が違う、だからじゃわざわざ同じようなものを2つ作るはずないんです。一部事務組合が先で、比較的連合組織というのは新しい自治組織だというふうに理解をしておりますし、我々かつて議会でも長野県、先進地、当時連合体を視察に行った経過もございます。そこは今、今回の多分説明でおっしゃられたのは、後期高齢者医療の広域連合の中での選挙、例えば間接選挙は圧倒的多数だとか、全部が今広域連合については間接というような説明だったかと思いますが、我々が見にいった広域連合については直接選挙です。首長も以下、そういうような自治組織であったというふうに理解をしております。ですから、何が違うのかということの中でお聞きしているわけでありまして。

それから、一番最初の提案説明の中で、全部の自治体が可決していただくことが設置の条件でありますのでよろしくお願いしますという話がありました。それと、今度の国の示した枠の中ではたしか脱退は認めないと、逆に言えば、そういうような話であったやに聞いております

けれども、それであるならば、12月議会に先般の全員協議会でもフローの中で全議会がこの制度について提案を受けているというふうに聞いているわけでありますが、それでは一自治体でも可決に至らなかったということがあった場合に、じゃそれはどうなるのか。私、安直に事務的対応で聞いているわけでありますがけれども。それについてはどうなっているのかということでもあります。

それから同じようなことを何回も聞きますけれども、先ほど、今日、町長が冒頭のあいさつの中で情報の収集と公開というのが大変大切だというお話をみずからされておりました。今、ここを見てもみると、これは新しい自治組織でありますから、法律など県の情報法令というのが多分適用になるんだろうなというふうに思いますけれども。それでは、今回の中で、さっき言った、高齢者みずからの意思反映の仕組み、それは保険者協議会の中に特別な協議会を持つことを考えられるというようなお話もありました。ぜひ、そういうものを御宿町からもこういう意見があったということで、議会が設置されなければ我々議会も全然関与できないわけです。ですから、ただ、その原案づくりはあなた方執行部の方々が全員で集まって協議されるというふうに思いますので、その原案づくりのときにはぜひそういうことも提案していただきたいと思いますし、今私が申し上げております情報公開、これについてもきちんと位置づけていただきたいと思いますというふうに思うわけでもあります。

以上について、再度質問をいたします。

議長（伊藤博明君） 米本課長。

住民水道課長（米本清司君） まず、一部事務組合と広域の違いということでございますが、団体の性格としましては、特別地方公共団体という位置づけになります。また、広域連合同じような性格でございます。構成などにつきましても、ほとんど同じですけれども、設置の目的等につきまして、一部事務組合につきましては執行機関の事務の一部の共同処理というような位置づけがされており、広域連合につきましては、多様化した広域行政需要に効率的に対応するというので、範囲的なものということもございますけれども、大きな違いは国からの権限委譲の受け入れ態勢が整備できるというものが1つあると思います。また、権限委譲に関しまして、一部事務組合につきましては、ありませんが、その事務の一部を広域連合が処理することを要請することができます。

また、直接請求も広域連合には、ございます。また、議員等の選挙方法等につきましても、一部事務組合につきましては、議会の議員及び管理者につきまして規約の定めるところにより選挙され、または選出されるということですが、広域連合につきましては直接構成または間接

選挙によるというところが大きな違いではないかというふうには考えております。

その次に、もし御宿町が議決をしなかった場合どうするのかということでございますが、これは全市町村が加入し、全市町村の議決を必要とすることが大前提でございます。そういう場合にはまた新たに議会を開催していただきまして、ご論議をお願いするような形になると思います。

その次に、高齢者の声をまず町からの声もぜひ届けてほしいということでございますが、この件につきましては極力皆さんの声が届くように協議の中で持ちかけていきたいと考えております。

また、広域計画策定につきましては、あくまでも広域議会というものが最高決定機関になると考えておりますが、この広域計画等作成につきましても極力執行部の方に声が届くように努力をしていきたいと考えます。

あと、この規約ができまして広域連合議会が開催されることになれば、それぞれの条例、規則等も出る出てくるとは感じておりますが、情報公開の関係につきましても県条例、国の法律に基づいた法律が作成されてくると考えますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（伊藤博明君） 氏原課長。

保健福祉課長（氏原憲二君） ちょっと質問の趣旨がよくわからなかったんですけども、これまで実施していた老人保健事業がどうなるかどうかというご質問でよろしいでしょうか。これにつきましては、医療構造改革によりまして平成20年度からこれまでの基本健康診査、健康指導が大きく見直しになりまして、内臓脂肪症候群、特に糖尿病等に着目をした、検診内容、また健康教育、指導に変わってくるということであります。これにつきましては、国・県の方で説明会が毎月行われている状況でありますので、今後内容が明らかになってくるんじゃないかということであります。19年度につきましては、準備期間ということでこれまでの検診、健康指導、健康教育の内容については変更はないと考えております。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番。

広域連合についての説明をいただいているところでありますが、要するに国からの関与が強まる権限委譲を含めてということになりますと、先ほどの負担割合を含めて、これまでのこの間の国の動向を見ますと、やはり国の負担割合を減らしていくという可能性が非常に強いんじゃないかと。しかも今回、市町村に任されたのは就労事務ですよね、そういうものは逆に今度市町村に任されるといった中で、じゃ実態はどうかと申せば、最低年金者もたくさんいらっしゃる

やる中で一般徴収というのも大変多くなるといった中で、果たしてこれが本当に冒頭に言った高齢者の福祉に寄与するものかといったらば、非常に危惧の念を抱かざるを得ないというのが今回の提案ではないかというふうに理解をしております。

そういう面では、今回のこれどうなるかわかりませんが、こういうものがもし設置した場合において、先ほど課長の方から説明もありましたが、十分な意見の集約、また事態の推移についての適切な議事を置くと、決定を見る前も含めまして、議案とすればそれは当然なんだろうと思いますけれども、その前にさまざまな協議があるというふうに思うのです。そういうものをやはりきちんと事前に報告をしていただきながら、一方で住民の声もきちんと吸い上げていただくということをやっていただく必要が特にあるのではないのかなというのを申し上げまして、質問を終わります。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑ありませんか。

2番、松崎啓二君。

2番（松崎啓二君） 質問する方がしつこいから、答える方も長くなっちゃってよくわかんないんだけど、この制度ができて75歳の年寄りが有利になるのか不利になるのかと、何がよくなって何が悪くなるのか、国が負担を減らすためということは、75歳以上の人たちに負担をかけるということでしょう。もっと端的にお答えいただきたい。そこに書いてあるやつ読まないで、わかっていて提案しているんだから、我々がわかるような答弁していただきたい。

議長（伊藤博明君） 米本課長。

住民水道課長（米本清司君） 有利になるか不利になるかということでございますけれども、基本的にこのまま行きますと75歳以上のお年寄りにかかる医療費が余りにも大きくなり過ぎると。それに対して、それを抑制するための保健指導等を組み入れながら医療費を下げているというのが基本的な考え方です。

もう一つは、例えば国民健康保険にしますと、会社を退職した方、自営業の方、そういう方が、要するにお年寄りの方、年金生活者の方が多く入ってくる最後の保険の受け口が国民健康保険ということになるわけです。そういう状況ですと、所得のない方がいっぱい入ってきますので、国民健康保険自体も危うくなっていくというものがございます。そういう面で、今働いている現役の世代の人たちからも保険料を拠出していただき、それと同時にその現役で働いている人たちよりも、年金生活者の中、お年寄りの中にもそれ以上の所得を得ている方もございます。そういう方にもそれなりの負担をしていただいて医療費を減らしながら、保険制度を維持していきましょうというのが保険制度の趣旨でございます。

議長（伊藤博明君） 松崎啓二君。

2番（松崎啓二君） ポイントはいいんですけども、答弁というのは今みたいな答弁していただきたい。自分で理解して、そして自分の口でしゃべっていただきたい。書いたもの読むんならこれ配付しちゃえばいいんだから。提案されているんですから、当然、答弁する方が理解して答弁しているはずですから、これからも答弁される方大勢いるだろうと思いますけれども、自分の言葉で答弁していただきたい、そう思います。お願いします。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第6号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（伊藤博明君） 挙手多数。

よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第7号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第9、議案第7号 御宿町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第7号 御宿町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、農業委員会等に関する法律の一部改正等の状況を踏まえ、選挙による委員の定数条例を廃止し、新たに選挙による委員及び議会推薦による委員の定数を条例を定めるものです。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、よろしくご承認くださいますようお願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） 藤原産業観光課長。

産業観光課長（藤原 勇君） 議案第7号 御宿町農業委員会の委員の定数に関する条例についてご説明いたします。

まず、農業委員会に関する法律の一部が改正され、選挙による委員定数10名と定めている現

行条例を廃止し、新たに選挙による委員定数を6名、議会推薦による委員定数を2名と定める条例を新設するものです。

まず、第1条は選挙による委員の定数をうたったもので、委員の定数を6名とするものです。

第2条は、議会推薦委員の定数をうたったもので、委員の定数を2名とするものです。

附則として、第1項は施行期日をうたったもので、この条例は公布の日から施行し、次の御宿町農業委員会の委員の一般選挙から適用する。ただし、附則第2項の規定は、平成19年3月31日から施行する。第2項は、御宿町農業委員会の選挙による委員の定数条例の廃止をうたったもので、御宿町農業委員会の選挙による定数条例、(昭和30年条例第43号)は廃止するということです。

以上で説明を終わりにいたします。

議長(伊藤博明君) これより質疑に入ります。

石井芳清君。

1番(石井芳清君) 1番。

農業委員会の定数の議会推薦枠には選挙によるものを10から6にするという提案がありますが、そうしますと、現在の農業委員の人数よりも減るといような理解になるかと思いますが、この今回の10から6にするということについては、じゃ例えば逆に増やすということも含めて、どういったような議論の経過があったのかご説明いただきたいと思います。

議長(伊藤博明君) 藤原課長。

産業観光課長(藤原 勇君) この農業委員会につきましては、行政側の方の組織とまた異とする形でございますので、農業委員会の方から執行部の方に10名とする提案があったということをお伺っております。

議長(伊藤博明君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(伊藤博明君) 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第7号に賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長(伊藤博明君) 挙手多数。

よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決しました。

これより、10時15分まで休憩いたします。

(午前10時02分)

議長(伊藤博明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時18分)

議案第8号及び第9号の上程、説明、質疑、採決

議長(伊藤博明君) 日程第10、議案第8号 御宿町督促手数料及び延滞金徴収条例の制定について、日程第11、議案第9号 御宿町手数料条例の一部を改正する条例の制定については関連がある議題のため、一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(伊藤博明君) 異議なしと認めます。

よって、日程第10及び日程第11を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長(井上七郎君) ただいま議題となりました議案第8号、議案第9号、一括上程をいたしました関係上、議案の説明をいたします。

議案第8号 御宿町督促手数料及び延滞金徴収条例の制定について、及び議案第9号 御宿町手数料条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

まず、議案第8号ですが、町には従来から税外収入に関する諸収入金督促手数料及び延滞金徴収並びに滞納処分執行条例があります。この条例は昭和30年の町村合併時に制定され、その後、数回にわたり見直ししてまいりましたが、現状にそぐわない点がありますので廃止し、新たに本条例を制定するものです。

次に、議案第9号、手数料条例の一部改正は個人情報保護制度による固定資産閲覧制度の廃止に伴う条例整理と優良宅地、優良住宅の認定手数料の追加をお願いするものです。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、よろしくご承認くださいませうお願いいたします。

議長(伊藤博明君) 木原税務会計課長。

税務会計課長(木原政吉君) それでは、初めに議案第8号 御宿町督促手数料及び延滞金徴収条例についてご説明いたします。

町長の提案理由にもございましたが、町は地方自治法第231条の3の規定に基づき、町において徴収する分担金、使用料、手数料及び過料その他、税金以外の収入に関する督促や延滞金の徴収に関しまして、諸収入金督促手数料及び延滞金徴収並びに滞納処分執行条例を昭和30年に定めておりました、その後、数回改正してまいりましたが、今回この条例について地方自治法や現状にそぐわない点が判明いたしましたので、廃止し、新たに条例の制定をお願いするものです。

それでは、条例の内容についてご説明いたします。

第1条は条例の目的で、町が徴収する税外収入金の督促手数料及び延滞金の徴収等について、地方自治法の規定に基づき条例をもって定めるものでございます。

第2条は督促手数料についての定めで、督促状を発送した場合、税金の督促と同様に郵便料金やその他の経費として1通につき100円徴収するもので、額は前の条例と同額であります。

第3条は延滞金について定めたものですが、今までの条例の中で延滞金の率を規定してありましたが、仮にこの条例が参考とする地方税法に基づく町税条例の延滞金の割合が変更となった場合には、この条例についてもまた再度改正の必要がありましたが、新しい条例では、町税の例によることといたしまして、町税条例が改正された場合、自動的にこの条例の延滞金の率も変わるように定めたものでございます。また、前の条例では減免に関する規定がございまして、他市町村の例を参考に地方税法に減免の規定がある税金の延滞金と同様に、災害の罹災者や公的扶助受給者に関する延滞金の減免規定を設けたものでございます。

第4条については、委任の規定です。また、前条例でありました滞納処分についての規定は地方自治法の中において既に定めがございしますので、今回については除きました。

附則は施行の期日と現行の条例を廃止する旨の規定であります。

次に、議案第9号 御宿町手数料条例の一部を改正する条例について説明いたします。

まず、第2条第6項の規定ですが、新旧対照の表をご覧いただきたいと思いますが、土地建物の閲覧について、従来1件を5筆1棟から、一部改正ではこの1件を1頁に改めるものでございます。現在も税務窓口で行っています固定資産税の閲覧について、は地方税法に基づきます固定資産課税台帳の閲覧と、行政サービスの一環として実施しています土地家屋台帳の閲覧の2種類がございまして、法に基づき課税根拠や税額について記載された課税台帳の閲覧は、対象者が納税義務者や利害関係人に限られておりました、現在、既に固定資産税の納税通知書には課税台帳と同じ内容の課税明細書を添付しておりますので、実際に閲覧される方はほとんどございません。

一方、任意の行政サービスとして実施しています土地家屋台帳の閲覧は、対象者に制限はなく、行政府以内の土地家屋につきまして、登記簿に記載されました地番、地目、面積、所有者について記載した台帳を閲覧できるようになっております。これは、従来から法務局へ行けばだれでも閲覧できることから、市町村でも任意の行政サービスの一環として行ってまいりましたが、そもそも法務局での登記簿閲覧は不動産登記法に基づき実施されています閲覧でございます。市町村が行っている閲覧には法的根拠がなく、逆に、最近では閲覧により事件や被害につながる個人情報流出が懸念されております。平成17年度の閲覧の大半は業者による閲覧で、これが所有者へのダイレクトメールの送付に利用されるケースも多く、最近では、所有者から苦情が町へございます。個人情報保護法に抵触するおそれもあることから、長生郡市の市町村では既に18年4月からこの閲覧制度を廃止しており、夷隅郡市でも協議した結果、19年4月から廃止することが決定いたしました。既に10月から窓口や広報で住民周知をするとともに、郡内の郡市の不動産団体への説明も行いましたが、現在の町手数料条例第2条第6項の土地建物閲覧に関する規定は、今回廃止を予定しております土地家屋台帳の閲覧制度を主体に制定されておりますので、これを、5棟5筆をもって1件となっておりますものを、課税台帳の1頁ということに変更するものでございます。

次に、別表の追加ですが、手数料の規定に漏れのありました優良宅地、優良住宅、これは、その造成が優良な住宅の供給であること、また一段の住宅、または中高層の耐火強度住宅が優良な住宅の供給に寄与するものと認定された場合、国税や地方税について課税の特例が受けられ、一定規模までは市町村長が認定することになっておりますので、この申請手数料を加えるものであります。手数料の額につきましては、県の準則に基づき県内市町村と同額でございます。

以上、議案第8号及び第9号の説明を終わりますが、ご承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

1番、石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番。

議案9号について伺います。

今、最後に説明がありました優良宅地、優良住宅についてであります。これは全県で今回初めて制定されるものでしょうか、それとも既に他では運用がされているものでしょうか。

それと、もし今回初めてでないとするれば、どのような運用が過去されているのかです。

それから、今回、条例制定にあたり、町内にはちょっとこう具体的によく見えないのですけれども、具体的にこれ申請、イメージがちょっとつかめないというんですかね、それについてはどのように、ちょっとわかりやすく、先ほど前段者のときに質問あったと思いますけれども、わかりやすい言葉で説明いただきたいと思いますけれども。

議長（伊藤博明君） 井上課長。

建設環境課長（井上秀樹君） ただいまのお話はまず別表の優良宅地、優良住宅というようなお話の件というふうにとらえます。

認定制度そのものは昭和49年から法制化はされておりました。これについては、近県あるいは県内をすべていろいろ調べてみますと、それぞれ制度上に盛り込んである期間というのは、昭和49年から平成元年までそれぞれその都度制定をしていくというような格好で、特に合併をした時点で盛り込んでいくというようなところが実際にはございます。

これに対する申請状況というのは、県内でも実際には非常に少ない件数で、我々が調べたものでは平成16年に1件あるというような状況の申請状況です。

まず、どのような内容かといいますと、簡単に言いますと、譲渡をした場合に先ほど税務会計課長がお答えしましたとおり申請により租税特別措置法で譲渡税の軽減を受けられます。それについては、どのような手続をするかと言いますと、簡単に言いますと、その土地が法令上危険なものではないというような証明していくわけですが、例えば、災害危険の区域ではない、地すべり防止区域ではないとか、急傾斜地崩落区域外なのだとか、容積率についてはどのような状況か等、いろいろな条件がクリアされていますという証明を付けて申告することによって、譲渡税の減免を受けられるというようなことでございます。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番。

昨今はほとんどすべて建築確認を許可をとって建物を建築するというふうになっていると思いますね。そうしますと、今、課長が説明ありました、危険でないという文言の担保するものというのは、建築確認の中で充分協議されるものというふうに我々理解をしているわけです。そうすると、通常、建築確認をとった構造物について、今回のこの条例の案件、平米だとかいろいろありますけれども、その理に該当した場合は、申請することができるというふうに理解してよろしいわけですか。ちょっとその辺がよくわからないのですけれども。そういうことですね、あと大体、中高層とかと言いましたけれども、ちょっと具体的にそれは法律上の文言だろうと思うんですけれども、町内に当てはめるとすれば、どんなような建物がそういう文言に

該当するののかというのは、もし説明できれば。

議長（伊藤博明君） 井上課長。

建設環境課長（井上秀樹君） 今のお話ですが、宅造、あるいは宅地でも、譲渡そのものはまず所有権が5年以上所有しているものを譲渡する場合というのがこの長期所有という話の中でまず1点ございます。先ほどの建築確認の中でされた場合、ほぼクリアできるのではないかなというようなお話ですが、恐らくその案件に匹敵するだろうと。ところが、実際にはこの減免を受ける中身と、それから課税状況等との計算上の問題がございますでしょうけれども、実際には、この証明そのものが1件当たり規定されているのが8万6,000という話ですから、それによる先ほどの減免率を掛けて実際にはそれに匹敵するかどうかという問題が、申請者側にはあるということで、県内でもそのような状況で件数が少ないのだというふうに私どもは理解しております。

あと、実際の建物の方どうなるかといいますと、現在つかまえているのは、建築基準法の中の住宅の面積とか、あるいは別荘でなくて宿舎の場合はどうだとか、耐火構造がどうであるとかという部分を把握すれば、一応、宅地についてはまた証明ができるというような状況になっておりますが、この他に面的要件が必要となります。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第8号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（伊藤博明君） 全員挙手。

よって、議案第8号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第9号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（伊藤博明君） 挙手多数です。

よって、議案第9号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第10号、第11号、第12号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第12、議案第10号 月の沙漠記念館設置及び管理に関する条例の

一部を改正する条例の制定について、日程第13、議案第11号 御宿町営住宅設置管理条例の一部を改正する条例の制定について、日程第14、議案第12号 御宿町歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例の制定については、関連がある議題のため一括議題といたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(伊藤博明君) 異議なしと認めます。

よって、日程第12、日程第13、日程第14を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長(井上七郎君) ただいま議題となりました、議案第10号 月の沙漠記念館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号 御宿町営住宅設置管理条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号 御宿町歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例の制定については、関連がございますので一括して提案理由を申し上げます。

本案は地方自治法の改正に伴い、公の施設管理に新たに指定管理者制度が導入され、従来までの管理委託制度が廃止されたことから、各施設の設置管理条例について所要の改正を行うものです。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

議長(伊藤博明君) 吉野総務課長。

総務課長(吉野健夫君) それでは、議案第10号から議案第12号までにつきましては、説明させていただきます。

本案につきましては、地方自治法が改正されまして、この9月から公的施設は委託できないということになってございます。したがって、町が直接実施をするか、もしくは指定管理者制度を導入するかということになります。したがって、この3つの議案の条例から委託することができるという規定を整備させていただくものでございます。よろしくお願いいたします。

議長(伊藤博明君) これより質疑に入ります。

1番、石井芳清君。

1番(石井芳清君) 1番。

今回は実質的な管理状況に合わせるということですよ。そうしますと、本議会で提案され

たとおり、引き続きこれらの施設については町直営で行うものとするというふうに理解してよろしいでしょうか。

議長（伊藤博明君） 吉野課長。

総務課長（吉野健夫君） 今後のことはさておきまして、現在はそういうような状況で実施をしていきたいというふうに考えてございます。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第10号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（伊藤博明君） 全員挙手。

よって、議案第10号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第11号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（伊藤博明君） 全員挙手。

よって、議案第11号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第12号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（伊藤博明君） 全員挙手。

よって、議案第12号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第13号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第15、議案第13号 御宿町障害者ホームヘルプサービス事業に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第13号 御宿町障害者ホームヘルプサービス事業に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は障害者自立支援法の制定に伴い、御宿町障害者ホームヘルプサービス事業に関する条

例の一部を改正するものです。よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をさせます。

議長（伊藤博明君） 氏原保健福祉課長。

保健福祉課長（氏原憲二君） それでは、ご説明をさせていただきます。

この条例は、日常生活を営むのに著しく困難な障害者のいる家庭などにホームヘルパーを派遣し、適切な家事、介護など必要な便宜を供与することを目的に、平成13年4月から施行しております。派遣の対象者は、身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者、慢性関節リウマチ患者であります。平成18年10月1日から、障害者自立支援法による障害福祉サービスが実施され、身体、知的、精神障害者のホームヘルプサービスがこれに含まれるため、3障害につきましては、御宿町障害者ホームヘルプ事業の対象から削除するものであります。

それでは、新旧対照表によりご説明を申し上げます。

第2条中、第1号から第3号までを削り、第4号を第1号とし、第5号を第2号に改めるものであります。附則として、この条例は公布の日から施行するものであります。なお、本条例改正にあたりましては、教育民生常任委員会におきまして説明をさせていただいております。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第13号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（伊藤博明君） 全員挙手。

よって、議案第13号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第14号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第16、議案第14号 平成18年度御宿町一般会計補正予算第5号についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第14号 平成18年度御宿町一般会計補正予算案第5号について、今回お願いいたします補正予算は歳入歳出ともに5,172万5,000円を追加し、補正後の予算総額を27億8,576万4,000円とするものです。主な内容につきましては、豪雨による災害復旧費や防災行政無線等の修繕費などです。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

議長（伊藤博明君） 瀧口企画財政課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 補正予算の内容につきまして4ページの地方債の補正について説明いたします。

災害復旧事業の国負担残を地方債により充当するものです。限度額は790万円で金利は3.5%以内です。変更につきましては、町道0105線の事業費変更により130万円を追加し、限度額を1,510万円に変更するものです。

5ページの事項別明細書により説明いたします。

国庫補助金の民生費負担金の保育所運営費負担金34万2,000円は、私立保育所入所児童分の国庫負担金でございます。災害復旧費の国庫負担金1,587万6,000円は、河川災害復旧費負担金で、公共土木施設の災害復旧工事費の国庫負担金です。農地農業用施設災害復旧費補助金646万4,000円は、農業用施設の復旧工事費の国庫の補助金でございます。教育費国庫補助金6万8,000円は、養護児童生徒援助費及び特殊教育就学奨励補助金でございます。

15款の県支出金民生費負担金の保育所運営費負担金17万1,000円は私立保育所入所児童分県負担金でございます。県補助金の民生費補助金の児童福祉費補助金25万円は、なのはな子育て応援事業補助金でございます。教育費補助金の2万2,000円はスポーツエキスパート活用事業補助金でございます。県委託金の総務費委託金、選挙費委託金93万円の減額は、海区漁業調整委員会選挙が未執行による減額措置でございます。土木費委託金の都市計画費委託金74万5,000円は、18年度都市計画基礎調査の委託金でございます。衛生費委託金の環境衛生費委託金12万5,000円は、ミヤコタナゴ保護増殖事業の委託金でございます。

繰入金のコミュニティ活動拠点整備貸付基金繰入金300万円は、七本集会所施設建設貸付金として基金の取り崩しでの繰り入れでございます。繰越金は平成17年度繰越金を1,581万3,000円充当し、収支の均衡を図りました。

諸収入の雑入57万9,000円は、月の沙漠記念館の建物のライトが災害で破損したための共済金でございます。また、9月に始めた町のホームページのバナー広告及び広報広告の掲載料金でございます。

町債については、道路事業債130万円と災害復旧事業債790万円でございます。

歳出について、9ページより説明いたします。

各科目の給料、職員手当、共済費の人件費については、11月1日の人事異動に伴う科目の移動の増減及び給与俸給調整に係る増額で、総額57万7,000円の増額でございます。総務費でございますけれども、総務管理費の需用費9万7,000円の減額は、パソコンの消耗品を災害復旧事業費の事務費より充当するための減額でございます。

10ページをお願いいたします。

財産管理費の委託料39万4,000円は、町有地の松くい虫の伐採費用でございます。諸費の貸付金300万円は、コミュニティ施設整備事業による七本集会所に建設資金に貸し付けするものでございます。防災諸費、需用費328万4,000円は、防災無線のバッテリー交換等、屋外スピーカー等の塩害による落下の危険がある箇所の修繕でございます。工事請負費60万円は、県防災無線受信施設内のエアコンの取り付け工事費でございます。選挙費の海区漁業調整委員選挙に92万8,000円の減額は無投票による減額措置でございます。

11ページをお願いいたします。

民生費の社会福祉費、老人福祉費の委託料191万4,000円は、電算委託で平成19年4月設置予定の地域包括支援センターの業務システム開発費でございます。備品購入39万7,000円は、同じ事業のパソコンの購入費でございます。19負担金補助及び交付金50万円は、後期高齢者広域連合設立準備負担金と同じく準備と連合の負担金でございます。

12ページをお願いいたします。

児童福祉費の需用費38万8,000円は、御宿児童館の屋根がわら、台所、階段、図書室の修繕費でございます。工事請負費6万5,000円は、矢田住宅の児童遊園の回転遊具及び六軒町児童遊園のジャングルジムの撤去作業です。備品購入費30万1,000円は矢田児童遊園のブランコの入替え費用でございます。衛生費、環境衛生費事務費の需用費38万円はビーチクリーナーの修繕費です。

13ページ、負担金補助及び交付金2万8,000円は、生け垣設置事業の補助金でございます。じん芥処理費の工事請負費280万円は、清掃センターの計量器の分解整備点検費用でございます。農林水産業費の漁港整備費、需用費10万円は漁港整備事業の事務費相当分の変更により、

パソコンの消耗品購入費でございます。商工費の月の沙漠記念館管理運営費の需用費23万円は、記念館の新春企画展でいすみ市出身の画家石井光楓の作品展を開催するにあたり、図録の作成費でございます。工事請負費42万3,000円は、記念館のドア、窓、照明ライトの修繕費でございます。

14ページをお願いいたします。

道路維持費の委託料25万8,000円は、道路用地内の松くい虫の伐採費でございます。道路新設改良費、工事請負費145万3,000円、公有財産購入費39万9,000円は、町道0105線の用地購入費とそれに伴う工事費でございます。

15ページをお願いいたします。

都市計画費の需用費5万円、委託料59万9,000円は、都市計画基礎調査等の事務費でございます。教育費の小学校管理費、需用費27万4,000円は、御宿小学校の光熱費に不足が生じたため、16ページの教育振興費の扶助費2万6,000円は、保護児童の援助費でございます。中学校費の教育振興費の報償費12万9,000円は、スポーツエキスパート事業の取得のための講師の謝金でございます。災害復旧費の農地災害復旧費の需用費23万3,000円、工事請負費774万9,000円は、須賀地区のため池のための事業で事務費相当分と工事費でございます。

17ページの土木施設災害復旧費の職員手当8万1,000円、需用費12万8,000円、工事請負費2,483万円は、河川6カ所の災害復旧費の事務費相当分と工事費でございます。

以上、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ5,172万5,000円を追加し、補正後の予算総額を27億8,576万4,000円とするものです。

以上で説明を終わります。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

8番、瀧口義雄君。

8番（瀧口義雄君） 1問だけ質問させていただきます。

10ページの貸付金300万円です。説明がありましたように、七本のコミュニティ、集会所の建設ということで、事前に貯金をして積み立てたというのと、宝くじのそういうコミュニティ施設の建設のものが当たったという話は聞いております。そういう中で、これはどういう形で申請されたのかというのと、どのくらいの建物をどのくらいの資金で300万円貸し付けなのかと、また、返済方法です。

それともう一つは、なぜ貸付金なのかと、補助金じゃなくて、久保区で貸し付けるという例は一遍ありましたけれども、なぜ貸し付けなのか、補助金じゃないのか。地域のコミュニティ

ということで、実谷には上、中、下、七本という地区で1つのエリアを構成しているのは承知しています。また、岩和田のように各宿があって扇町という中で地縁団体をつくったというところもあるみたいですし、久保区も地縁団体持っているという形の中で、どうしてその貸付金なのかと、補助金ではないのかと、どこでどういう判断されたのかという、とりあえずそれだけ。

議長（伊藤博明君） 瀧口課長。

企画財政課長（滝口和廣君） 事業費は1,720万6,000円でございます、その内宝くじの助成金は1,030万円、町の貸付金は300万円、七本地区の負担金が390万6,000円ということになります。平屋建てで、約21坪の建物でございます。

どうして補助金ではというご質問でございますけれども、やはり御宿町も財政が厳しい上、また、このようなコミュニティ醸成のために基金条例を制定いたしまして地域の要望にこたえていこうということで、基金を設置しましてこの制度にしたものでございます。補助金ではということでございますけれども、何回も繰り返しますけれども、財政事情が厳しいことであるということでご理解いただきたいと思います。

8番（瀧口義雄君） いつ、どういう形で申し込みがあって、だれが借り受けて、どういう形で返済していくのか。

それと、今後はこういう形は全部貸付金でいくわけね。財政事情が厳しいとあなた言った、というのは今後いろいろな形で、コミュニティという形、貸し付け条例もあるので承知していますけれども、可能なら貸し付けていくわけね。例えば、組合でも商工会でもそういう形になっていくわけね。

補助金と貸付金の違いを明確になっていないよね。地域のコミュニティを醸成しようという町の方針もあるわけ、そういう中であなた財政難だから貸し付けると言ったら、今後、補助金という形は基金のあるところは減っていくよ。基金があれば基金を取り崩して貸し付けていくと、どこでどういう判断したのだと。ここは地元で390万円も貯金しているという中で、全然補助を出していない、300万円貸すからそれで借りてくるという形でしょう。じゃ、いろいろな活動をしている基金を持っているところ、基金がある、財産があるというところは、それ取り崩してやれよと、どの基準でどこでどういう協議をして貸付金になったのかと、その判断がないじゃないですか。

それともう一つ聞いているのは、だれがいつどういう形で申し込んできて、どういう形でだれが返済していくのかと、その保証はだれがしていくのかと、それはさっきの話と2つの質問

ですけれども。

それと、それとと言ったら失礼なんですけれども、貸し付けるということは、個人に貸し付けるわけじゃなくて、団体に貸し付けるわけですね。例えば私個人に貸してくれと言って貸してくれないでしょうけれども。団体の認知をどうしているのかと。以前に久保区が借りたのは、久保区が区という町が認めている行政区に貸し付けているわけなんですけれども、これは4つ余った団体がやっているわけじゃないでしょうし、そういうものは認知していないと思うのですよ。岩和田みたいに長い間伝統があって、地縁団体を持ったところもあると、久保の地縁団体などそういう法人格を持っているわけですね。これは法人格持っている。

議長（伊藤博明君） 瀧口課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 申し込みにつきましては、今年9月に既にされております。返済につきましては、10力年の返済でございます。また、借入れの申込者ということでございますけれども、七本地区部長だれだれということで借入れ申し込みを受けております。

次に、法人ということでございますけれども、七本地区については今後地縁団体の申請はしたいという考えを私どもの事情を聞きまして持っていることをアピールしております。地域コミュニティの助成のことでございますけれども、今後も補助金はなしということで考えております。

議長（伊藤博明君） 瀧口義雄君。

8番（瀧口義雄君） ちょっと質問の趣旨が違っているのは、要するに最初の貸し付けと補助金の関係です。これコミュニティと限らず基金があるところにも補助金を出していると、ここは貯金までして建てて、また宝くじがたまたま皆さんの努力でそういう得られるようになったのでしょけれども、貸し付けと要するに補助金の違いが明確じゃないので。これはコミュニティの集会所をつくるから云々じゃなくて、一般的な財政の支出として、なぜこれが貸し付けであり、補助金じゃないかという明確な区切りがあなたしていない。財政難という、あなた口走っちゃったけれども、財政難ならみんな財政難で、どこだって基金もって貯金持っているところでさえ、また、前年度繰り越したところさえ、その判別がどこで今日来てどうなったのか、あなた1人の判断なのかと聞いているんですよ。

それと、もう一つ、一番あなたはまたちょっと言ったのは、地縁団体になると、悪いんだけど、予定の話はこんなところでしないでほしい。借り受け人と支払う人が別なら銀行なんか融資しないよ。もっとわかりやすく言ってやれば、同一人じゃないんだよ、もっとわかりやすく言えば、人格も法人もないんだよ。例えば住民課長に聞けばわかると思うけれども、

おなかの中にいる赤ちゃんに戸籍も住民票も事前取得はできないのよ。一心団体だったかもしれないけれども、生まれれば別ものだよ。地縁団体が生まれれば、これは別の人格、法人ですよ。貯金通帳も構成団体も別に移ると、別団体に貸すことはできないんだよ。

言っている意味、もう少し詳しく言いましょうか。金融機関であなたが借りに行って違う人が借りたら、貸してくれないよ。そこいらの金融だってサラ金だって貸し付けないよ。その行政が手続上の問題ですよ。9月に申請されたら地縁団体を設立して、その地縁団体に貸すという形をあなた方が指導するのが、あなたの仕事でしょう。そういう中で借り受け人と返済する人間が、団体が違う、そんなものこんな予算に出してくるなよ、悪いけど。どこの銀行行っちゃって借りるうちがある、貸してくれるうちがある。七本区が借りるならわかる。地区のコミュニティも大事にしているのわかる。それなら七本区に貸すべきでしょう。それじゃなかったらあなたたちが9月に申請してあるのなら、中規模認可という中で地縁団体を設立して、設立した団体に貸し付けると、生まれていない子供に貸し付けられるわけじゃないか、考えてみてくれ。

議長（伊藤博明君） 瀧口課長。

企画財政課長（滝口和廣君） ですから、町としては申請は七本地区部長だれだれとなっておりますので、その部長に貸し付けをする考えであります。

議長（伊藤博明君） 瀧口義雄君。

8番（瀧口義雄君） それは言っていることが個人に貸し付けられないと言っているのだろう。七本地区が地縁団体をつくって貸し付けるの、瀧口義雄が御宿台の部長であって、部長に貸し付けられないんだよ。それは法的に違反しているよ、ね。何言っているんだ。だから地縁団体をつくって地縁団体に貸し付けるならだれも問題ないと、七本区に貸し付けるなら問題ないけれども、ね、御宿台の私が部長だったら、部長に貸し付けられるわけないでしょう。そんなものは存在しないんだよ。地域の部長であってもそれはないんだよ。法的に認められないものだよ。だから、行政は手続が命だと言ったでしょう。地縁団体をつくってそれで申請させて、予算出してきなさいよ。じゃなければ補助金でただであげるとか、どっちかにしてくださいよ。こんなもの認められるわけじゃないか。

（「休憩」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 吉野助役。

助役（吉野和美君） ちょっと整理させていただきたいと思いますが、この貸付金の要綱は、行政区、あるいはそれを行政区を構成する団体といたしますか、そういうものを包含した中で貸

し付け要綱を定めてございます。その中で、御宿町の行政区の中で、旧布施村、あるいは旧浪花村の一部、これにつきましては、先ほど議員がおっしゃったようにその区の中に、あとは表現が適当でないかもわかりませんが、地元では何々部落というふうな表現でそれぞれその区を構成しているわけです。その中にその区の中の部落といいますか、その地区にそれぞれにコミュニティ集会所があるわけです。そういうものも想定して今のコミュニティの貸し付け要綱が定められたというふうに私は記憶しておりますが。

そういう中で、今回、実谷七本区の七本地区の集会所を建てるについて、貸し付け要綱に伴って貸し付けをするということでございますので、この辺はご理解いただきたいと思っております。当然、町もコミュニティ、いろいろな地域住民の集会の場とか、そういうものを率先してある程度のところで支援しているということもございまして、こういう要綱をつくってございますので、細かい点につきましては、いろいろあるかもわかりませんが、ひとつその辺はよろしくお願ひしたいと思います。

議長（伊藤博明君） 瀧口義雄君。

8番（瀧口義雄君） それは、はっきり言ってインチキというものですよ。行政が金を貸す方に相手先がしっかりしていないで、そんなことが許されるのかと、事前に私も言ったじゃない、岩和田には部落あり、実谷には4つの地域があるという中で地縁団体に返済してもらおうと、個人には貸し付けられないと言っているじゃないか。幾ら地域のことだって、それは法的に許される話じゃない、金融機関に行ってみな、貸し付けられるのかよ。貸し付ける人間と今度は団体が違って、だから言ったでしょう。9月に申請があったら地縁団体で返すといったら、なぜ地縁団体を立ち上げる行政指導をしないの。全くこれは別個の世界なんだよ。同一視しちゃだめだと言うの。だから、わからない人は細かく言ったでしょう。妊婦と胎児は違うんだって。生まれ出たものは別法人だと、人格は持っていないんだと。そんなことがわからないのか、助役で。

（「休憩」と呼ぶ者あり）

8番（瀧口義雄君） 考えてみなよ。申請人と返す団体が違えば、これ銀行もサラ金も貸さない、それを町が地域だからわかっているからと、そんなものを許しちゃいけない、それは行政のミスなんだよ。地縁団体にして9月にやっておけば町長は認可しないわけにいかない、認可する、そして認可したものに対して申請を出してくる、これはくさってもこれ御宿町の定例会議会だよ。冗談やめなさいよ。

議長（伊藤博明君） 吉野助役。

助役（吉野和美君） 先ほどの担当課長の説明の中でも話したと思いますが、9月、10月の段階で、地縁団体という話は私は聞いていませんでしたけれども、要するに先ほどの定義といますか、その実谷七本区を構成する1つの団体、地域というふうな認定の中で、七本地区の代表だれだれにという形で申請があって、それを貸し付けたいというのがこの今回の予算提案だというふうに理解しております。その後の仮に地縁団体組織が、そういう申請が町にありまして、それが許可するような状態になったときにそれが今の代表という形で、七本地区の代表という形で貸し付けたものが、その10年以内にその地縁団体になったと、その段階でその手続をすればそれで足りるのかなと、私はそのように思っております。

議長（伊藤博明君） 瀧口義雄君。

8番（瀧口義雄君） あなた銀行員じゃないから、金融機関じゃないからわからないかもしれないけれども、地域のエリアとかそういうのは承知していると、貸し付ける人間と今度は返済の団体が違ってくるとは、別法人、別人格だってば。これわからないの、あなたは。それなら七本地区の代表でずっと払っていけばいいんだよ。ただそれだって、有名無実のものでしょう、地域のエリアというのは。岩和田みたいに宿があってこうやっているという形の中で地縁団体をつくらせているじゃないか、役場の指導で。久保区だって地縁団体つくっているじゃないか。金を貸し付けるときは地縁団体をつくって責任を明確にして、法人化していると、今までそういうコミュニティに貸し付けたところある、ないでしょう。それは便宜的にコミュニティと言えただけなんだよ。現実にコミュニティが存在しているかい。区に貸せば問題ないって言って、あなたたちはそこをこだわっているんだよ。区は実態が行政が認めたものだよ。こんなことがわからないの。もう少し絵でかいてあげましょうか。これが認められるわけじゃないですか。

地縁団体をつくらなかったあなたたちの行政の手続き上のミスだよ。有名無実の、じゃ、私が御宿台で集会所をつくるという中で、代表でやって貸し付けてくれるの、くれるわけじゃないですか。それは御宿台区なら貸すかもしれない、岩和田区でも貸してくれる、地縁団体あった久保でも扇町ですか、後宿区ですか、どこか地縁団体つくったと、それはちゃんと法人格は、あれ、法人格も何も無いところだよ。法人格もないものを貸すのか、今後も。そのために地縁団体という法律があるんですよ。こんなことが許されるなら議会なんかいらんよ、勝手に貸し付けやればいい。

議長（伊藤博明君） 吉野助役。

助役（吉野和美君） 法的なそのような厳格な考え方もありますが、今、御宿町を構

成している区の中で、先ほども申し上げましたように、上布施区の中に4地区、七本地域にも4地区、それでまた岩和田地区にもその先ほどの議員がおっしゃったように何々地区というのがございまして、現実上、それぞれある程度の住民の理解をほとんど得た中の団体という認識はあるんだと思いますね。

そういう中で、その地区集会所を建てたいということについて、貸し付けするのに、頑として地縁団体、行政区じゃないその下部組織が地縁団体でなければ貸し付けできないというそのルールまで行政が枠を絞ってしまって、果たして現状の中でいいのかどうか、そしてまた地縁団体はその地区の住民の意思ですから、その地域、地域によって事情が違って全部地縁団体にはなり得ないと思うのですよ。それは財産の所有とかいろいろな状況の中、また、新たな転入者の状況も踏まえて、それを1つの枠で締めてしまうのはいかがかなと、私は思いますが。

(「休憩」と呼ぶ者あり)

8番(瀧口義雄君) 金貸すのに人情論なんてあるわけじゃないかよ、考えてみな、法律に基づいて貸すの、個人に貸すわけじゃないの。そういう中で、地縁団体という法律があるの、それを指導しなかったあなたたちのミスなの。地域の集会所をつくるというのはだれも反対しないけれども、手続き上ミスがあるのをここで認めるわけにはいかないでしょう。貯金までした、何もそれなら補助金で出せば問題ないのよ。それは財政難だと言うから、今後は予算の話はまた別としても、借りる相手が個人じゃないか。地縁団体をつくっておきなよ、助役。それは法律論議を人情論で押し曲げる話は、教育会じゃない、定例議会だから、そのくらいの常識わきまえて助役やりなよ。

議長(伊藤博明君) 吉野助役。

助役(吉野和美君) 議員のおっしゃっている趣旨はよくわかりますけれども、過去の例からいきますと、その実谷七本地域、あるいはまた上布施区、その中の各地域、地域についてもコミュニティセンターがそれぞれあるわけです。それについては、過去は補助金という制度の中でやっていましたが、その途中からこういう貸付制度ができましたので、こういう形になるわけですが、今回の七本集会所については、たまたまその宝くじ云々という話がありまして、それじゃ町の助成はしない、貸し付けのみでというふうなことでございまして、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

(「議長、休憩」と呼ぶ者あり)

議長(伊藤博明君) 暫時休憩します。

(午前11時16分)

議長（伊藤博明君） 休憩前に引き続き開議を開きます。

（午前 11 時 26 分）

議長（伊藤博明君） 吉野助役。

助役（吉野和美君） それでは瀧口議員のご指摘に踏まえまして、地元と協議していただきまして、行政区域が実谷七本ですので、実谷区名をもって申請していただきますのでご了解をいただきたいと思います。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑はありませんか。

1 番、石井芳清君。

1 番（石井芳清君） 1 番。

この間の質疑との関連ですが、といたしますと、一方で、現在の実谷七本の旧、今は七本の建物で、旧施設もだいぶ老朽化しておりまして、確か中山間整備の中でもそういうものが、じゃそれについては行政としてどのように考えていくのかということのを改めてこの場でお聞きしたいというふうに思います。

議長（伊藤博明君） 吉野助役。

助役（吉野和美君） 今のご質問は、地域集会所ではなくて、それこそ実谷七本区自体の区切りかというふうな質問だと思いたいますが、それにつきましても行政区の名称でもし貸し付けを受ける場合はそういう行政区の名称で申請をしていただくという形には変わりはありません。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1 番（石井芳清君） そうすると、場所が違うのですけれども、同様なものを、または近々にすることも予定されていると思いますし、かなり地元から強い要望も出ておりますから、七本区が整備されたらぜひ今度はうちの方も整備してほしいということも伺っておりますので、そちらの方もきちんと対応していただきたいというふうに思います。

条例はきちんとはうたっておりますからね、やっぱり先ほど前段者も言っていましたけれども、規則にのっとった対応をとっていただきたいというふうに思います。

個別に移りますが、まず、歳入の方になりますけれども、5 ページで、教育費国庫補助金ということで、就学援助費補助金、就学援助費の小学校、中学校ということで載っておりますが、これ、対前年度と比べてどうなのでしょう、増えているのでしょうか。それから、具体的にこの補助金がどういうものにこう、何ていうんですか、使われていくのか、もし少し困難にな

れば生活保護という、たしか行政的な対応もあったと思うんですね、それとの兼ね合いの中で、本町におかれてはどのような対応がされているのか、その具体的内容についてお伺いをしたいというふうに思います。

それから、6ページであります、前回は聞いた中で、なのはな子育て応援事業補助金、それからスポーツエキスパート活用事業ということであるわけですが、スポーツエキスパートは歳入の方で出てくると思うのですが、具体的なその内容、それから、なのはな子育て応援事業補助金というのは、ちょっとわからないのですが、どう対応されているのか。それから、同6ページの衛生費委託金ということで、ミヤコタナゴ保護増殖事業ということで歳入面であるわけではありますが、歳出面の方が載っておりませんが、これ何回も毎回聞く話ということにはなるかと思えますけれども、これの対応についてどう考えているかお聞かせ願いたいというふうに思います。

それから、民生費、11ページ、歳出の方でありますけれども、老人福祉費という中で、先ほど提案説明の中で包括支援センターに係る電算処理等の補正だというようなご説明をいただいたかというふうに思いますが、包括支援センターもたしか4月1日より開設ということで町は準備いただいているというふうに思います。また、先般は多分これにかかる職員の応募、こうしたものもされているやに理解をしておりますけれども、この包括支援センターもあと3カ月後設置ということになるかと思うんですけれども、具体的な準備状況、この際ですからご説明いただきたいというふうに思います。

それから、先般も同様なOA機器の購入について、39万7,000円という額が載っておりますけれども、先般も言いましたけれども、こうしたパソコンも非常にこう安価でしかも処理、ソフトの指示内容、それに該当する基本的な処理能力ですか、リースでも非常にこう安価なものが出ているというふうに思いますので、その購入をどのようにしていくのかと、購入事務、それについてお伺いをしたいというふうに思います。

それから、13ページになりますが、これは環境衛生費の負担金補助及び交付金ということで、美化推進補助ということで載っておりますが、この内容について説明をいただきたいというふうに思います。

それから、じん芥処理費についてであります、施設補修工事ということで載っておりますが、この辺についてもちょっと先ほど提案説明のところちょっと理解しかねましたので、もう少し細かいこの予算の説明をいただきたいというふうに思います。

それから、15ページであります、これは小学校費の中で光熱水費ということで不足が生じ

ていましたので補正をさせていただきますというようなことですが、ちょっとわかりづらいのでこれも具体的な内容について説明をいただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（伊藤博明君） 田中課長。

教育課長（田中とよ子君） それでは、5ページの就学援助費補助金についてですが、これにつきましては、準要保護世帯に対する補助金です。この中には準要保護世帯と特殊教育を受けている児童生徒に対しても奨励費として補助金の対象になりました。これにつきましては、昨年度から比べてどうかということなのですが、年度当初の対象者から見て準要保護については1名増えている状況です。

内容について詳しくということですが、対象項目といたしましては、学用品費ですとか主に給食費、それと小学校6年生、中学3年生になりますと修学旅行の費用についてもみることになっております。医療費ですが今のところまだ医療にかかることはないのですが、医療費についても認められるということですが、補助金そのものについては、対象としてはかなりの金額で減額をされてきておりまして、本年度は補助金が見つからないのではないかとということで、当初予算には計上しなかったのですが、内示がありまして、この6万8,000円を計上させていただいたところ です。

それと、6ページのスポーツエキスパート活用事業ですが、これにつきましては、歳出の16ページに校内研修講師謝金として12万9,000円上げておりますが、社会人によりますスポーツ、部活動の指導をしていただく活用事業として補助金の申請をいたしました。それで2万2,000円ついたわけですが、これの実績につきましては、昨年も同様をお願いしたのですが、ソフトテニス部の部活で活用していただいております、御宿中学校の卒業生でソフトテニスについての部活動に協力していただくということで、実績としては県大会に春、夏、2回出場しているという実績を残しております。

それと、15ページの光熱水費についてなんですが、御宿小学校、夏休み中に漏水がありまして、水道料が不足したという経緯がありまして、それについての計上20万円です。そのほかにつきましては、調理場の電気料の予算につきまして当初見込みよりも基本料が上がったといいますが、それによります不足分が生じたということで、計上させていただいたということです。これにつきましては水道の漏水、発見を早くすることから、各学校、金曜日の夕方、月曜日の朝、必ずメーター器のチェックをするということで漏水のチェックをするような態勢をとりましたので、今後このようなことは早目の対応ができるかというふうに考えております。

以上です。

議長（伊藤博明君） 氏原保健福祉課長。

保健福祉課長（氏原憲二君） それでは、なのはな子育て応援事業補助金についてご説明を申し上げます。

これにつきましては、保育所事業に対する補助金制度でございます。今回は臨時保育士に対する経費のうちの2分の1が助成されるということで、歳出につきましては9月補正でお願いをしたものでございます。これは限度額、50万円、補助額にしますと25万ということで今回内示をいただいた関係で補正をさせていただくものであります。

それともう一点、パソコン、11ページの老人福祉費の委託料、備品購入費につきましては、まず発注にあたりましてできるだけ競争の原理を働かせるように、4社を選びまして、これも県内の実績のあるところを選び、見積もり入札ということで実施をさせていただきたいと考えております。

また、この地域包括支援センターの準備状況ということでありますけれども、これは19年4月1日、直営で開設をする予定であるわけではありますが、設置場所は今、2階の保健福祉課内に予定をしております。この理由としまして、介護保険、福祉、保健、各担当との連携を図るためには保健福祉課内に設置をした方がより充実した事業の展開が図れるということから、その方向で現在作業を進めております。基本的には専門職種、保健師と社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種によって事業を展開することになっておりますけれども、おおむね、この3職種についてはそろそろ予定と、見込みが立っております。であります。具体的にこれまでの在宅介護支援センター、社会福祉協議会の方に委託をしておりましたけれども、これはその業務がこの中に含まれるということで、この廃止にあたりましては、問題の生じないようにスムーズな移行を目指して今協議を進めている段階でございます。

よろしく申し上げます。

議長（伊藤博明君） 井上課長。

建設環境課長（井上秀樹君） それでは、私の方からは6ページの歳入のミヤコタナゴ保護増殖事業と、それから13ページの環境の関係とじん芥のそれぞれの歳出についてご説明申し上げます。

まず6ページのミヤコタナゴ保護増殖事業ということで、12万5,000円の歳入ですが、これについては18年度当初予算で30万円の保護増殖に関する内容についての環境部分の予算計上をしてございましたが国・県から委託事業として認められ歳入が確定してきたことから財源更正

をさせていただくものでございます。

次に、13ページの、美化推進補助上段の19節2万8,000円でございますが、これにつきましては、生け垣等の設置事業補助1件分の予算計上ということでございます。

次にじん芥関係の施設補修工事280万円ですが、これにつきましては、8月12日に落雷によりまして清掃センターの計量器が急遽故障しまして、応急対応をしてございましたが、料金徴収をするというようなことで、現在ゼロアジャスタ、つまりゼロ換算をするときになかなか誤差を生じやすいというようなところが最近発生してございますので、お金をとることなので、早いところ修理をしたいということで今回補正をお願いするものです。これについては、計量器には4点支持がございまして、ロードセルというのがございますが、それぞれの抵抗をはかって重量換算しますが、それらの交換と、トータル的な整備をするための補正をお願いするものです。

以上です。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番。

15ページの学校管理費の中で、光熱水費は漏水の関係だというようなご説明がありましたが、ちょっと具体的にどのくらいの量だったのでしょうか、この20万という予算、それだけ。

議長（伊藤博明君） 田中課長。

教育課長（田中とよ子君） 約800立方です。

1番（石井芳清君） それで、今後については金曜日、メーターのチェックを行いたいということで、こうしたものの防止を図りたいというようなご説明をいただきましたけれども、それは学校施設だけなのでしょうか。例えば教育委員会としてもさまざまな施設があると思えますね。また、本役場庁舎を含めて公共施設、さまざまところあるというふうに思うのですけれども。例えば、漏電なんかは委託して管理なんか、それは今、電気の話ですけれども、しておりますし、水道はメーターで大体どのくらい使ったか、2カ月ですか、ということで管理しているというふうに思うのです。それで、今回も多分そのメーターの中で特徴的に、余りにも多いんでということであったのかなと推察するわけですけれども、やはり町民の財産大切に使うということです。今日、何回も言いますけれども、町長、冒頭に述べられておりますけれども。

そうした中では、例えば先般もこれは観光施設でありますけれども、記念館の周りのシャワー施設の蛇口のつけ根の部分が緩んでいまして、やっぱり若干漏水をしていて、もう結構緑の

コケが生えているというような状態でありましたので、これもかなりコケが生えるまでには長時間かかったのかなど。それで、細かい話で恐縮ですけれども、蛇口がぼたぼたと落ちているような状況でも、一晩たつとたしか普通の一般家庭のお風呂 1 杯分のお水がたまるというふうに言われているというふうに思うのです。

ですから、今回、こういう補正が出てきたわけですけれども、今後の中で学校施設についてはそういう対応をとられるんだと、ほかについてはちょっとわかんないんですけれども、ぜひそういう管理面でいま一度徹底していただきたいなというふうに思います。その辺のところも確認もお願いしたいと思います。

それと、もう一点はこれも要望になるのですが、今後は要望になります。今回の補正の中で幾つか松くい虫の伐採委託というのが載っているかと思うのですけれども、ご承知のとおり過去松くい虫、御宿町はそういうものの伐採についての補助事業があったわけですけれども、これも昨今なくなったわけでありまして。ただ、その個人のところでやって、例えば松をそのままにしておきますと、現実的にはシロアリの巣になるというおそれも大分指摘をされておるようであります。また、町の例えば道路管理などにおきましても枝葉、こういうものの処置、またそういうものの処理も当然必要になってくると思うのです。そういうものを例えば燃やすとすると、一棟当たり約 1 万 8,000 円ぐらいの処理費用がかかるということもありますし、かなり太いものは先ほどもこの炉の関係の補修なんかも、これまでも炉の関係の補修なんかもありましたけれども、やっぱり適切じゃないというようなことを聞いておりますので、そういった木の処理だとかということも都市部ではきちんと受け入れる、例えば枝を細かく刻むチップにするような簡単な機械であるとか、それを持つところは貸し出しだとか、それからそういうものをまたいって堆肥化するとかということで、それをまた還元をするということもやっておりますので、御宿町は生ごみの堆肥化について、電気も含めた補助事業もやっておりますけれども、今後そうしたのも燃やすことを考えれば、一定の費用が減額できるという中で、きちんとした財源対策もできるというふうに考え方も筋が通るというふうに思いますので、その辺のことも含めて対応をお願いをしたいというふうに思います。

最後にあと、ミヤコタナゴでありますけれども、今年はそれではどういう事業になるのでしょうか。財源補正ということでありまして、ちょっとミヤコタナゴの今年の事業、どんなものを予定しているのかということをお願いしたいと思います。

議長（伊藤博明君） 井上課長。

建設環境課長（井上秀樹君） ミヤコタナゴそのものの事業につきましては、18年度当初予

算に計上させていただき既に執行しまして、生息周囲の環境整備として草刈り等についてはもう既に実施したということで、実施状況に対する補助が内示されたので補正をお願いするものです。

議長（伊藤博明君） 瀧口義雄君。

8番（瀧口義雄君） さっき落雷と言いましたけれども、じゃこの避雷の関係、避雷針、例えばここへ落ちればパソコンだってすべていっちゃう、そこは処置をしていなかったのか。公共施設でどこがどういう形になっているのかと。じゃ、その清掃センターはしていなかったのかと、それとも機能していなかったのかと、公共施設全体、新築した中学校を含めて。

それと、さっき漏水という話出ましたけれども、ただでやってくれたのですか。お金載っていないのだけれども。その2点。

議長（伊藤博明君） 田中課長。

教育課長（田中とよ子君） 配管布設替費用につきましては、学校施設の当初予算の中の修繕料を組んでありましたので、その中で対応させていただきました。

議長（伊藤博明君） 井上課長。

建設環境課長（井上秀樹君） 私どもの先ほどの計量器に関する落雷ということですが、まず避雷針が付いているか、煙突に確実に付いております。ところが、8月12日については、非常に落雷量が多く、必ずしもそれだけでは対応ができていなかった、それから周囲に漏れたものが微弱電気を使っている計量器に影響したと、そのように私どもは認識しております。

議長（伊藤博明君） 吉野総務課長。

総務課長（吉野健夫君） 公的施設ということでございますけれども、この庁舎のことにつきましては、当然のことながらついてはございまして、ただ、出先機関のところにつきましては、今後充分精査をしていくという形でやっていきたいと思っております。

公民館等の、そういった出先のところもこれから調べてまいりたいというふうに思います。よろしくお願いたします。

（「中学校」と呼ぶ者あり）

総務課長（吉野健夫君） 中学校のことについては、教育課長の方から答弁しておりますが、ついてはということでお答えさせていただきます。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第14号に賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長(伊藤博明君) 挙手多数。

よって、議案第14号は原案のとおり可決することに決しました。

請願第6号の上程、説明、質疑、採決

議長(伊藤博明君) 日程第17、請願第6号 地上デジタル放送の開始に伴う難視聴解消施策に関する請願についてを議題といたします。

請願第6号は、会議規則第92条第2項の規定により委員会付託を省略いたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(伊藤博明君) 異議なしと認めます。

よって、請願第6号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

紹介議員、瀧口義雄君、登壇の上、趣旨説明をお願いいたします。

(8番 瀧口義雄君 登壇)

8番(瀧口義雄君) 請願。地上デジタル放送の開始に伴う難視聴解消施策に関する請願書。

請願者 御宿町浜411番地、御宿町浜須賀テレビ共同受信施設組合組合長 式田勇。御宿町御宿台112の2、御宿台区長 唯山利朗。

地上デジタル放送の開始に伴う電波障害対策(難視聴解消施策)を講じることを求める意見書案。

情報通信においてはデジタル放送の進展により高度化され、2011年7月には、これまでのアナログテレビ放送は終了し、地上デジタル放送へ完全移行されることとなります。

(「瀧口さん、違うんじゃないの、請願趣旨言ってからじゃないの」と呼ぶ者あり)

8番(瀧口義雄君) はい、すみません。

(「請願趣旨」と呼ぶ者あり)

8番(瀧口義雄君) 意見書の間違いでした。請願趣旨です。

情報通信においてはデジタル技術の進展により高度化され、2011年7月には、これまでのアナログテレビ放送は終了し、地上デジタル放送へ完全移行されることとなります。この地上デ

デジタル放送は、受信障害に強い伝送方式を採用しているため、都市部での受信障害は大幅に改善されると見込まれますが、本町は東京タワーからの受信方位に山を抱えていることから、個別アンテナでは受信できず、施設組合で管理する既存の受信共聴施設に頼っているところです。アナログ波でさえ受信障害があり、地上デジタル放送に移行した場合、良好な電波を確保することは困難なものと予想されます。現在の受信共聴施設の改修も対策として考えられますが、海岸に近い場合塩害や強風による多額の維持管理費も費やすことから、費用面等でかなりの個人負担が見込まれ、高齢世帯の多い本町ではその負担も厳しい状況です。

テレビ放送は報道・教養・教育・娯楽など、日常生活で情報を得るための必要不可欠なものであり、テレビを視聴できない住民が生じることは、大規模災害時の緊急事態における情報収集の手段が遮断されることから、地域住民の生命・財産等にも大きく影響を及ぼすおそれがあります。

近隣のいすみ市、勝浦市、大多喜町ではアナログ中継局から受信し、難視聴をカバーしており、さらに地上デジタルテレビ放送の完全移行に伴い、新しくデジタル中継局の設置が計画されている状況です。

つきましては、良好な電波の確保、地域福祉の向上にかんがみ、デジタル中継局の新設をされるよう、ご審議いただきたく、左記のとおり請願するものです。

請願項目 2011年7月地上デジタルテレビ放送開始にあたり、難視聴解消のため中継局の設置をされるよう関係行政官庁あてに意見書を提出していただきたくお願い申し上げます。

以上です。

議長（伊藤博明君） 本請願に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

本請願を直ちに採決いたします。

請願第6号を採決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（伊藤博明君） 全員挙手。

よって、請願第6号は採択することに決しました。

日程の追加について

議長（伊藤博明君） お諮りいたします。

ただいま、提出者 瀧口義雄君、賛成者 貝塚嘉軼君、松崎啓二君、川城達也君から、発議第1号 地上デジタル放送の開始に伴う電波障害対策（難視聴解消施策）を講じることを求める意見書が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

発議第1号を配付いたしますので、しばらくお待ちください。

（事務局配付）

発議第1号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 瀧口義雄君、登壇の上、説明願います。

（8番 瀧口義雄君 登壇）

8番（瀧口義雄君） 発議第1号。

平成18年12月14日。

御宿町議会議長 伊藤博明様。

提出者 御宿町議会議員 瀧口義雄。

賛成者 御宿町議会議員 貝塚嘉軼、同じく、松崎啓二、同じく、川城達也。

地上デジタル放送の開始に伴う電波障害対策（難視聴解消施策）を講じることを求める意見書について。

上記の議案を、御宿町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由。

情報通信においてデジタル技術の進展により高度化され、2011年7月には、これまでのアナログテレビ放送は終了し、地上デジタル放送へ完全移行されることとなります。この地上デジタル放送は、受信障害に強い伝送方式を採用しているため、都市部での受信障害は大幅に改善されると見込まれますが、本町は東京タワーからの受信方位に山を抱えていることから、個別アンテナでは受信できず、施設組合で管理する既存の受信共聴施設に頼っているところ。アナログ波でさえ受信障害があり、地上デジタル放送に移行した場合、良好な電波を確保することは困難なものと予想されます。現在の受信共聴施設の改修も対策として考えられますが、

海岸に近いため塩害や強風による多額の維持管理費も費やすことから、費用面等でかなりの個人負担が見込まれ、高齢世帯の多い本町ではその負担も厳しい状況です。

テレビ放送は報道・教養・教育・娯楽など、日常生活で情報を得るための必要不可欠なものであり、テレビを視聴できない住民が生じることは、大規模災害時の緊急事態における情報収集の手段が遮断されることから、地域住民の生命・財産等にも大きく影響を及ぼすおそれがあります。また、航空機飛行の航法援助を目的に昭和38年に開設された国土交通省所管の御宿航空無線標識所における影響についても危惧されます。

近隣のいすみ市、勝浦市、大多喜町ではアナログ中継局から受信し、難視聴をカバーしており、さらに地上デジタルテレビ放送の完全移行に伴い、新しくデジタル中継局の設置が計画されている状況です。

つきましては、良好な電波の確保、地域福祉の向上にかんがみ、デジタル中継局の新設をされるよう要請するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成18年12月14日、御宿町議会。

内閣総理大臣 安倍晋三様。財務大臣 尾身幸次様。総務大臣 菅義偉様。

以上です。

議長（伊藤博明君） 発議第1号を採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号を直ちに採決いたします。

発議第1号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（伊藤博明君） 全員挙手。

よって、発議第1号は原案のとおり可決することに決しました。

これより午後1時まで休憩いたします。

（午後12時02分）

議長（伊藤博明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時01分）

一般質問

議長（伊藤博明君） 日程第18、これより一般質問に入ります。

一般質問の制限時間は60分です。質問者も答弁者も簡素にお願いいたします。

なお、質問については会議規則第63条の準用規定により、一般質問も同一の質問については3回を超えることはできないことになっておりますので、ご注意ください。

順次発言を許します。

貝塚嘉軼君

議長（伊藤博明君） 通告順により、13番、貝塚嘉軼君、登壇の上、ご質問願います。

（13番 貝塚嘉軼君 登壇）

13番（貝塚嘉軼君） ただいま議長からお許しが出ましたので、一般質問をさせていただきます。

私は、もう既に12月議会の一般質問は、私の恒例によりまして、政治活動の心情でございますので、わかり切っていることで誠に申しわけないのですけれども、質問を二、三させていただきます。

とにかく、非常に業種によっては神武天皇以来の景気だというようなことも騒がれていますが、けれども、実際に個人的に我が町で生活されている方、そういう景気のいい人というのは、ほとんどいないし、大変だと。また町におきましても、そういう住民からいただく税金等におきましてもなかなか苦勞されているというふうな中で、非常に厳しい状況であるというのは、もう重々承知の上でこのようなことを聞くということは非常に忍びがたいところがあるのですけれども、私も町民を代表している1人として、こういうことを話してくれ、こういことをお願いしてくれということ聞かれますと、それはやはり予算を組み立てるときの時期にそういうことをお願いして、できるだけ入れてもらいましょうよ、予算つけてもらいましょうよということで、私はこの12月にいつも次年度の予算についてお願いしたり、また、どういう組み立てをして町民の福祉のために、あるいは町民の活性化のために行政が考えているかということはこの12月の議会を非常に気にしながら、また心がけて質問をするわけなんでございます。

質問書にもあるとおり、19年度予算の策定にあたり、経常経費これはここ何年か井上体制において、行政改革をしております。できるだけ経常経費をなくするという前向きな姿勢で、課長さん初め職員全員が頑張ってきていただいていることは重々承知しております。そういう中

で、やはり、予算の中では経常経費の割合というのは大きいわけで、投資的経費というのは非常に厳しいと。しかし、やはり前向きにものを考えていったときには、やはり必要なものは必要で仕方ないとは思いますが、苦しい中でもやはり少しでもというような努力をしようと、あるいはこうしようという気持ちがあらわすのは投資的経費の比率だというふうに私は思います。

よって、19年度予算の中において、重点施策というか、特に町活性化のための投資的経費の占める割合、また各課における継続的なことも必要であろうと思いますけれども、新たにこういうことを予算をつけて地域活性化のために役立てたいという新たな考えがあれば、そういうところをお聞きしたいなということで、ここに通告してあるとおり、重点施策の主な事業及び新規事業についての説明をお願いしたいと思います。

よろしくをお願いします。

議長（伊藤博明君） 瀧口財政課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 平成18年度は分権時代を踏まえた財政構造の質的転換と意識改革と位置づけ、行政改革に取り組んできました。今後は、清掃センターの改修や中学校改築事業、また、臨時財政対策債の借り入れの償還が迫ってきまして、大幅に償還が増加することから、思い切った改革をしなければ、二、三年後には収支の均衡が図れなくなるといった、大変危機的な状況にあります。

さて、歳入においては、税制改正により地方税へ税源が移譲され、制度の周知とより一層の課税収税事務の強化に取り組めます。

歳出面では、事務事業の選択、見直しにあたっては、厳しい財政状況を念頭に町の役割を認識して、後年度への負担や費用対効果、財源確保の工夫と、あらゆる実践から精査をし、編成する考えでいます。

具体的には、福祉施策の分野においては、特に地域包括支援センターの設置にはおくれをとらず、新事業の充実を図る考えであります。

産業の振興では、観光事業のイベントにおいては、観光事業者や農業業者等培ってきたものを生かして、さらに観光客に魅力ある事業を関連事業者と協働のもとで展開し、第1次産業と連携した事業にしたいと考えております。

教育分野では、中学校建設は平成20年度に完成させ、小学校校舎の耐震事業には、的確な判断のもとに事業計画を立てたいと考えております。

公共施設の管理運営では、いわゆる使用料をとる有料施設については、指定管理者制度の導

入について検討いたします。

また、広域ごみ処理施設については、早急に具体的な協議に入るよう事務組合に働きかけた
いと考えております。

財政事情が厳しい中で、課題は山積していますが、住民には痛みを伴うことがあるかと思
いますが、ご理解をいただき、持続可能な行政運営としたいと考えておるところでござい
ます。

13番（貝塚嘉軼君） 今、全般的な予算の枠組みについて具体的に4つ、5つ説明があり
ましたけれども、その中でやはり私が聞きたいのは、投資的経費の比率ということで聞いたわ
けでございまして。特に観光産業あるいは一次産業の振興を図るという中で、しからは来年度
の農水産観光の振興費としてどのぐらいの予算組みをしようかという、あるいはどのぐらいの
パーセンテージでその予算を編成できるのか、その辺をちょっともう少し聞かせてほしいな
というふうに思います。どうでしょうか。

議長（伊藤博明君） 瀧口課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 19年度の予算の投資的経費の主な事業としては、先ほどから
も申し上げていますがけれども、中学校体育館の建設事業と実谷地区の道路整備事業に主な経費
が投入されると思います。

観光事業においては、イベント事業が主でございますけれども、予算総額は伸ばすことはで
きないものと思いますけれども、また、工夫によってはということもありますので、事業の精
査などをしていただき、今年のようなイベントの展開をお願いしたいと考えております。

13番（貝塚嘉軼君） 非常に、とりようによっては前向きな姿勢で取り組んでいただけ
るような気持ちではございますけれども、実際に私も観光産業の1人として、もうここ数10年と観光
に携わってきておるのですけれども。町の財政と、それからそういう関係者のやはり経済状況
というのは非常に厳しくて、やはり困ったときにだれか助けてくれるだろう、だれに助けても
らったら自分の力を発揮できるだろうというようなことも常日ごろ考えるところなのですけれ
ども。私は大変なときはやはり元気をつけてくれるパートナーは行政だというふうに思ってお
ります。

ですから、この厳しい経済状況の中で、できないながらも声をかけてくれる、手を差し伸べ
てくれる、それが行政だというふうに思っています。ですから、お金は出せないけれども、お
金はないけれども、ご相談には乗りますよ、あるいは一緒に手を携えてやっていきましょうよ
というような、やはり考えが主に、そしてそれが予算の中に組み込まれているということが大
事じゃないかなと。ぜひ、今、町民が病んでおります。厳しい中、町が財政的に豊かなら財政

援助ができるのでしょうかけれども、できない中で、やはり町民の支えとなるのは、行政皆さんの前向きな考えと取り組みにあるのだらうというふうに私は思います。ぜひそういう点を19年度、心がけは今でもそれは大事なことですけれども、特に予算の中にそういう心配り、あるいはそういう姿勢が見えるような予算を組んでいただきたいなというふうに思います。そのような形でぜひお願いしたいと思います。

とにかく、町民に負担してもらわなければならないものは、やはり正直に申し上げて、この部分においては今までは町が負担していましたよ、しかし今度は町民の皆さんにも負担してもらわなければいけない、そういう事情がやはり親切丁寧に説明をして、それで協力を仰いでいく、そういう政策と予算組みは必要じゃないかなというふうに思います。これはあくまでも私の方の要望でありまして。

細かく言えば、若い世代の人たちが、3歳児で医療援助が御宿町は切れちゃうと、これを少し延ばしてくれないかと、非常に医療にかかる負担というのは、若い世代においては厳しいそうです。ですから、その辺も考えていただけないのでしょうかねというお願いも若い人たちからも聞いておりますけれども、こういう声を少しでも聞き入れていただいて、予算に反映していただければなというふうに思っております。

常日ごろ、いろいろな関係で皆さんともその都度お願いしたり話し合ったりしていますので、できない相談ということもわかりますけれども、ぜひそういう声もあるということ肝に銘じて県や国に働きかけて、そういう、いい補助制度があれば、どんどん利用しながら、またそういう制度を見つけて施策に反映していただければなというふうに思っております。

続いて、これは町長にお聞きしたいのですけれども、財政課題と将来展望ということについて、やはり今申し上げたように、町のかじ取りは大変、大変だらうというふうには思いますけれども、将来、現在です。将来じゃなくて現在、策定中の3カ年実施計画や、後期基本計画を踏まえた中で、将来の財政上の見通し、あるいは中長期的な計画の実現性について、町長どのように考えておるか。また、そういう政策の中でこういうものを私は財政見通しを考えているというようなお考えがあったら、ご答弁していただけたらありがたいなというふうに思います。

町長どうでしょうか。

議長（伊藤博明君） 井上町長。

町長（井上七郎君） 今、議員から言われましたそのとおりだと思います。

地方分権が進む中では従来の依存しておりました、財源に頼っていた財政運営がとてもできないと、こういうことになってきまして、自己決定、自己責任をもつての自立可能な行政運営

が強いられている現状でございます。特に社会福祉政策においては法制度に伴った施策をしなければならぬということが求められております。高齢者が県内で最も高い36.6%という中にありまして、高齢者の対策はおくれることが許されないと、このようにも考えております。

また、先ほどから言われておりますように、中学校の改築事業も20年度をもって完成させ、小学校校舎の耐震化計画も的確な判断のもとに、事業計画を立てなければならぬと。今、皆さん方をお願いしております後期基本計画を踏まえた3カ年実施計画の財政上の見通しにあたっては、実現可能なものをも精査し、将来にわたって持続可能な行財政運営ができるように、そういう財政運営をしていきたい、このように考えております。

13番（貝塚嘉鞆君） 今、町長のみずからの声で将来の財政見通しについて答弁をいただきましたけれども、非常にやはり厳しいことはわかります。ですから、今、答弁されたような一つ一つのことを確実に、またその期間において必要なことがあればそういう計画にとらわれずに、あるいはそういうものを先送りしないで即実行して町民の生活安定と安心して暮らせるいいまちづくりに、ひとつ財政面あるいはほかのすべての面において実施してやってほしいなというふうをお願いして、私の質問をこれで終わらせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

議長（伊藤博明君） ご苦勞さまでした。

浅野 玄 航 君

議長（伊藤博明君） 続きまして、12番、浅野玄航君、登壇の上、ご質問願います。

（12番 浅野玄航君 登壇）

12番（浅野玄航君） 12番、浅野です。

通告に従いまして、議長のお許しをいただきましたので、一般質問に入らせていただきます。実はもう少し後なのかなと思って、ぼっとしておりましたので、ちょっと戸惑っておるところなのですけれども。

ただいまの貝塚議員の質問と私の質問とかなり重なり合うところもございます。また、この後、質問に立たれる方と重なるようなところもございますけれども、やや違った方面からと、できるだけ心がけて質問させていただくと、そのようにいきたいと思っております。

まず、通告、3点ほど通告いたしてございますので、その順に従いまして説明させていただきます。

まずは、御宿町の将来展望ということで、私、この2年間ほどで何度か同じテーマで質問に

立たせていただきました。特に、前回3月議会の折になりますか、町長のお考えになる町の将来について、特にここ何年間か、前の合併新法の時からずっと課題となっております、地方自治体の合併問題についてということで伺ってございます。その際、いただきましたご答弁でございますけれども、私なりに3月の折の話を振り返り、整理させていただきますと、どうやら井上町政の基本方針ということで考えますと、まずは、現行の合併新法の期限内での合併をやらせたいというのが方針ではなかったかなと、そのように思います。その場合、基礎的自治体としては、旧夷隅郡、勝浦市一体の規模が望ましい、だけれども県の合併構想でいくと5万人以下の市も視野に入れ、検討するよ、というようなお話ではなかったのかなと思います。

ただ、やはり先般から諮問にかかっております後期基本計画ですとか、そういうものを見ますと、井上町長やっぱりあくまでも独立独歩を考えていらっしゃるのかなというニュアンスも受けとめられますので、その辺の指針はいかがなものかと、私、今日のお話にやや期待しておるところなんです。

次に、いずれにしましても、この秋に県から示される予定の枠組みを見て、合併については自分なり、町長なりということですね、の考え方を各市町、近隣自治体に話を通していきたいよというようなことを3月のお答えでいただいたんではなかろうかと思いますが。まずはこの辺の私の認識が間違っておらないかどうか、この辺だけをごく簡単にお答えいただければと思います。

議長（伊藤博明君） 井上町長。

町長（井上七郎君） 千葉県は合併推進構想につきましては、11月13日に開催されました第4回千葉県合併推進審議会において、その素案が示されております。11月17日から12月15日までの間でパブリックコメントが実施されて、その後、いわゆる今月の末ごろに審議会からの答申を受けて、正式な構想が示されるものと考えております。

この際、人口規模は10万人を掲げておりますが、夷隅地域につきましては、皆様をご存知のとおり、生活圈や行政面の結びつきを考慮して、2市2町の枠組みが示されております。この合併推進構想を受け、御宿町としての考えと、今後の見通しといった議員の質問でございますが、分権型社会の中で自立かつ安定した行政運営を維持するためには、合併問題は避けて通ることのできない問題であると認識をしております。

また、2市2町といった県の枠組みの案につきましても、これまで夷隅地域における合併協議の経緯や、教育、福祉の充実、さらには産業の発展、生活環境の向上と、基礎自治体としての役割が充分果たせる自治体規模を考慮しますと、最良であると考えております。

12番（浅野玄航君） ありがとうございます。

私の認識は間違っておらないということによろしゅうございますでしょうか。3月のご答弁についての。

町長（井上七郎君） 変わっておりません。

12番（浅野玄航君） ありがとうございます。

私、確認させていただきたかったのは、そのところ、これ確認しなくても議事録に載っていますので、あれなんですけれども。

そういうわけで今、町長の話いただきました11月13日に新しい構想が県で発表された。今、ご解説いただきましたように、もうそろそろこれが正案として出てくるだろうと思います。その中で、やはり県の案、これ私ちょっと矛盾しているところがあるのだと思うのです、ああいふ答申というのは。あるとは思いますが、それは目をつぶりまして、旧夷隅郡、勝浦市、これの一体が望ましいよという案でございました、出されたものは、端的に言いますと。これはこの前のときに私質問をいたしましたときに、井上町長はやはりそのようにお話しいただいたなど。やはり、これああ、すばらしいなど。井上町長、地域の将来展望については、大所高所から熟慮もなさって、そして判断なさっておるのだな、県の答申が出まして改めて感服いたしました次第でございますけれども。

自信をお持ちになって近隣の市町村に働きかけ、あるいは何かのアクションを起こされたのではなかろうかなと思って期待してございます。あれから一月たっておりますので、ちょうど11月13日から今日で一月と1日たっております。あるいは、まだ具体的なアクションは起こされていなかったとしても、そのためのご準備ですとか計画ですとか、あるいは見通しですとか、こういうものは当然お持ちであろうかなと思います。

つきましては、これやっぱり3月からの課題だと思いますので、町民の皆様へのメッセージの意味も含めまして、これまでの動き、今後の近隣市町村に対しての働きかけ、見通し、計画、こういうものをここでご説明いただきまして、私たちにふるさと御宿の将来についての指針を、あるいは展望といいますか、そういうのをお示しいただくと非常にありがたいなど、そのように私考える次第でございますけれども、いかがでしょうか。

議長（伊藤博明君） 井上町長。

町長（井上七郎君） 今、近隣町村への働きかけという点でございますが、9月5日に夷隅地域の首長が集まりまして、知事を交えまして合併問題を初めとする地域課題について意見交換が行われたところでございます。御宿町といたしましては、中学校の体育館、グラウンド工

事を最優先課題に挙げるとともに、夷隅地域全体で合併し、前向きに取り組むことが重要課題であると、そのように私は申し述べてきたところでございます。

12番（浅野玄航君） もう少し具体的なところを伺いたいと思うのです、ございましたらどうぞ。

町長（井上七郎君） 一方、近隣市町の意向につきましては、現段階において合併については検討されていない団体や、夷隅地域全体での合併は難しいと判断をしている団体などさまざまであり、県の合併推進構想案が示されたものの、現段階における具体的な協議、歩み寄りという面では非常に厳しい状況ではないか、そのように判断をしております。

しかしながら、市町村の合併問題は単に行政コストの削減を図るための手段ではなく、分権型社会の到来により質的転換が求められている地方自治体において、自立した総合自治体への進化するため、最も有効的な手段であり、近隣市町村の意向や今後の動向を注視するとともに、状況に応じては議員の皆様と相談をしながら、こちらからの意見発信や前向きな働きをする必要が当然あるものと考えております。

また、地域の一体性や、夷隅地域の将来像を見据えますと、2市2町での合併が最も望ましいものと思いますが、その効果を拙速に求めるものではなく、新たな組み合わせを検討する必要が生じた場合には、中長期的な観点から段階的に取り組んでいくこともあわせて検討する必要があるかと、このように考えております。

12番（浅野玄航君） 何か、3月から一步も進んでいないようなご答弁をちょうだいしたのですけれども。要望です、ぜひお願いしたいと思います、答弁要りません。

今のところ町長さんの口から、状況に応じては近隣の市町村と、というようなお話、あるいは具体的に隣のいすみ市は合併したばかりなんで、新たな合併の形は望めないよというお話だと思います、端的に言いますと。そういうご答弁をいただきました。

私が前々からお願いしておりますのは、状況に応じてはじゃなくて、ぜひ井上町長に状況をつくっていただきたいというのが私の前々からのお願いでございます。それだけのご見識とお力をお持ちであるのが御宿の井上町長であると、私たちは自負をいたしております。どうか、その状況をつくる原動力となっていただければありがたいなと思います。

また、まだたくさんあると思いますので、また次にもご質問に立たれる方が二、三いらっしゃいますので、そちらの方にお譲りいたします。

次に、これまた先ほどの貝塚議員の質問と同じようなことになってしまうので、今どうしようかなと思って考えて、ちょっと方向変えようかなと思っておるところですが、予定したもの

でございますので、同じお答えをいただくことになるかも知れませんが、再度質問をさせていただきます。

先ほどの町長の当初のあいさつにもございました、現在、新年度の予算編成を行っている最中であるというお話がございました。私もその時期だろうと思いますし、貝塚議員もそういう判断の上に立ってのご質問をなさっておりました。

そこで、予算編成作業が現在進められている、振り返ってみますと、これまでの数年間はいわゆる基本的に枠配分方式なる手法をおとりになった予算がつくられてまいりました。この手法が複数年にわたって続けられるということに対して、私前に疑問を呈させていただいたことがございます。これもやはり議事録に載っておると思います。これは何年も続いたらまずいよというお話をさせていただきました。理由につきましては、ご記憶であろうかと思われましたので、振り返りはいたしません。

そこで、19年度の予算編成につきましても、やはり基本は同じように枠配分でいくというのは、井上町政の予算編成方針であるのかどうか、まずその点のみについてご質問させていただきます。

議長（伊藤博明君） 瀧口財政課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 予算編成ですけれども、平成16年度から始めた財源枠方式については、これを改めまして、今年度は従来どおりの査定方式の予算編成といたしたところでございます。

12番（浅野玄航君） ありがとうございます。

私もそれの方がいいんじゃないかなと、また、先ほどの貝塚議員に対する答弁聞いていても、ああ、そうなんだろうなと思いました。その方がやはりよろしいのではなからうか、毒にも薬にもなりますけれども、思います。

ということを踏まえまして先へ進めさせていただきますと、やはりこれまた私、一般質問で非常に大事にしております、前に何て言ったかなというのをいつも聞いて次へつなぐればと思っておりますので、それが行政の継続だと思っておりますから。やはりこれも前のときに厳しい財政事情の中で町政運営を進めていく上では、抜本的な政策の転換がなされなければいけない時期に来ているというお話をいただきました。私も誠にそのとおりであると思います。

そういう中で、現在、鋭意協議中であり、まだ発表する段階には至っていないが、二、三の施策を考えているのだというふうなお答えもちょうだいいたしました。あれから七、八カ月たち、基本計画も立ち、合併に対しての今のお話伺い、来年度予算も編成の時期に来たという

この時期に至りまして、どうも後期基本計画基本施策の案を見せていただきましても、この抜本的施策なるものの姿が、私にはよく読み取れないというのが感想でございます。

しかしながら、当然、政策に対しての裏づけとしての金が予算には載ってくると、その作業を現在しておられるということでございます。先ほど、福祉だ観光だ中学校の建設だ広域のごみ処理場だというお話が答弁でございましたので、またこれも答弁繰り返されるのかなとは思いますが、質問の方向が貝塚議員とはちょっと違っておると思いますので、違ったお答えもいただけるかもわかりませんので、再度お話いただければと思います。特に二、三の施策については考えておるんだよという話から七、八カ月たってございますので、その辺いかがでしょうか。

これは別に町長さんじゃなくて担当があれば担当でも結構ですから。

議長（伊藤博明君） 瀧口課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 地方が自立した行政運営を行うためには、地域の実情等の課題を的確にとらえ、行政みずからがその効率性を最大限に高めることが求められております。このためには見直しにあたっては、前例や慣習にとらわれず、個人でできるもの、地域の助け合いで解決できるもの、行政が行うべきものの視点から、行政と住民の役割分担を根本から検証しまして、地域経営の視点に立ちながら、行政が行うべき事務やサービスの範囲について見直しをしていきたいと考えております。

12番（浅野玄航君） 二、三については。

議長（伊藤博明君） 助役。

助役（吉野和美君） 浅野議員さんの3月議会でのご質問、その町長が確かに抜本的な政策の転換をはからなければならないということで、二、三考えているところがあるというふうなご発言がありました。その内容は、3月時点では、まだ今ご審議いただいております後期基本計画の骨格すら見えない状況でございましたので、今は申し上げられないというふうなニュアンスで町長はお答えしたのだと思います。今、現在、会議も終了いたしまして、大体の骨組みが見えてきましたので、大体のその要点といいますか、政策転換という意味でちょっと二、三申し上げさせていただきたいと思いますが。

まず第1点は、基本計画にもございますように、行政と住民との役割分担を改めて検証して住民参加型と申しましょうか、時間がかかりますけれども、これから協働のまちづくりを進めていきたいということでございます。

2点目といたしまして、歳入面では公平公正な見地から、地方税の、地方税そのものは変わ

ったわけではございませんけれども、今までより以上の厳格な税の税源の補足態勢を整えていきたいという考え方でございます。

3つ目は、その当町の現状、少子高齢化あるいはまた来年度からの2007年問題を含めまして、高齢化社会に突入する云々というのがございます。そういったことから、医療費の抑制等も踏まえまして、予防型と申しますか、医療と申しますか、あるいはまた健康増進と申しますか、そういったものを他の団体とも協力しながら、なるべく予算のかからないような健康志向と申しますか。例えば、違った意味のウェルネス計画とか、要するにそういったウォーキングコースの設定とか、いろいろな意味のものを模索していこうかなというふうに考えているところでございます。

また、当然ながら教育関係につきましては、先ほどからご説明しておりますとおり、当然、中学校の早期完成を目指すというのは当然ですけれども、これからの時代を担う子供たちのためのこれから耐震診断もやっています。そういった中でも、当然、結果によりましてけれども、その結果に応じたその耐震施策と申しますか、そういったものが当然、何をおいてもやっぴかなければならないんだらうというふうに考えているところでございます。

また、第2回目の基本計画の住民懇談会でもちょっと表でお示しましたとおり、予算には計上いたしませんけれども、基本計画であるようにゼロ予算事業をなるべく増やしていきたいなと。これは職員の努力もありますけれども、また、住民ともご相談できるものは相談しながら、なるべく予算のかからない範囲で住民の福祉の向上に役立つようなものは率先して取り上げていきたいと、このような基本的な考え、そういったものを政策の転換と言えるかどうかわかりませんが、私どもはそういう考え方で、今までの踏襲型ではなくて少し踏み込んだものやっぴしていきたいと、そうでないとなかなか御宿町の行財政はこれ今後厳しいものがあるというふうに理解しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

12番（浅野玄航君） ありがとうございます。

幾つか、教育関係ですとか、そういう面で幾つか具体的なことが出ましたけれども、要は今の助役のお答えですと、要するに政策の転換というのは、形ではなくて意識の問題なのだと、そのようにとらえます。私もそのとおりだと思います、大事だと思います。

つきましては、私は前からやっぱり行政担う者の一番の役割は、町民の安全と安心な暮らしを守ることであると、これは井上町長と私と同じ考えでございます。その中で、今、助役のお話の中から健康安全については予防型でいくのだと、終わったことについて言うなと言われるかも知りませんが、だとしたら、国吉病院に金をつぎ込むよりかそれを予防型予算に

充てた方がよっぽど町民のためにはなるという皮肉を言わせていただきます。

次に、行政、住民の役割分担をはっきりさせて、しかもそこから協同の形をつくっていくのだというお話がございました。これも先ほど町長のお話の中で、横の連絡を密にしてというお話がございました、一番最初のところ。誠にそのとおりでございます。でき得れば、やはりお役所の弊害としてこれが一番欠けているところです。この辺が助役さんによると意識改革がきちっとできれば、予算の3倍、4倍の働きができるのではなかろうかということをもまれるのは承知の上で提案させていただきます。

先ほど貝塚議員さんの質問の中からもやはり出てきましたけれども、知恵と工夫、さらには協同、連絡、2倍にも3倍にもお金を使うのは、私も含めて必要だと思います。よろしくお願いいたします。

最後になります。

ご承知のように、足かけ2年後、ドン・ロドリゴ遭難救出の歴史的事実から400年になると。そういう時期を迎えます。私がかねがね提言しておりましたが、やはり、文化財の保護、自然の保護というのは非常に大事だと。このドン・ロドリゴの件につきましては、有形文化財の保護や自然環境の保全とはややまた性格、視点が違ってきますけれども、この出来事は私は思い出してみますと、亡くなりました金井先生は御宿のグレードアップのために非常にお力をくださった方。この方に何回も言われました。世界的快挙なのだよというお話も何回も何回も伺っております。もし現在であれば、御宿町民の人的活動を賞賛する名字として、多分世界中を駆けめぐっていたことであろうと、そういう出来事であろうと思います。

これを私たちは郷土の誇りとして長く後世に伝えて、あるいはまた広く世間に喧伝していかなければならないと、そういうような責務を持っていると思います。ありがたいことに、後期基本計画基本施策の中にこれが、この開催が位置づけられております。本当に喜ばしいことだなと思って見させていただきました。

事業進めるにあたりましては、綿密な計画、準備、またそのための経費も欠かせません。困難なこともあろうかと思えます。それを乗り越えてこのイベントを町観光の大きな力、あるいは御宿町の知名度、好感度向上にもつながるものにしていかなければならないと思います。

なかなか民間で、民間主導で何かやれといっても、最初の始動が難しい。行政の組織、先ほどもお話ししました。知恵と力とお金と夢と、これ行政部の方で、まずセルモーターの役を果たしていただきたい。始動をすればいろいろな、また方面からの力が出てくると思います。何とかすべての町民の皆様に参加意識、当事者感を持っていただけるような啓蒙、組織の立ち上

げだけは町としてやっていただきたい、指針を出してほしいと思う。

当然、来年度から何かの動きが行政の方であると思いますけれども、ここで記念行事を成功させようという井上町長の決意、これをお聞かせいただきたい。と同時に、これからどのように進めていくお心づもりがあるのか、その方向性についても、もしありましたらお話しただいて、それをお聞かせいただいて私質問を終わらせていただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

議長（伊藤博明君） 藤原課長。

産業観光課長（藤原 勇君） それでは、ご説明いたします。

まず最初に、1609年からの概要を説明をしまして、400周年事業についてのご説明をさせていただきます。まず、1609年9月30日に前フィリピン諸島長官のドン・ロドリゴが就任を終えて、メキシコへ帰国途中、暴風雨に遭い岩和田の沖合いで座礁した、遭難者317名を村民が救出しました。この史実がきっかけで1928年10月1日に日・西墨交通発祥記念碑が建立されましたが、太平洋戦争により無残な姿となり、1958年各方面の協力を得て再び姿が戻りました。1978年には、記念塔建立50周年事業として、当時のメキシコ大統領であるホセ・ロペス・ボルティエリョが来町し、町全体での大歓迎があったところですが、はや31年が経過し、メキシコとの関係が薄れてきている状況だと思っております。

400周年記念事業を行う上では、町民を初めとする関係機関への啓発活動を行うなど、意識の高揚を図る必要があると思っております。そういうことで、元NHKチーフアナウンサー田辺光宏さんをお招きし、講演会を12月16日土曜日午後2時から予定しております。田辺光宏さんはメキシコの放送局で、御宿とメキシコとの歴史的友好関係にスポットを当てた番組企画などを行った方であり是非参加下さい。

また、今年の9月から11月の3カ月間、これは歴史民俗資料館において特別企画展として、ドン・ロドリゴ救出400周年近しを実施いたしました。この間の入館者数は約3,200人、町内2,300人、町外900人であったと伺っております。400周年事業につきましては、御宿町と大多喜町の合同での記念事業を行いたいということで、両町の合意を見ているところです。平成19年度中にまず両町において合同の連絡協議会を立ち上げ、具体的な記念事業の話し合いを行うと考えております。

また、メキシコの記念公園についても、50周年事業の一環として公園整備を実施いたしました。また、城壁等の老朽化が進み、一連の公園の修復を予算が許す範囲内で実施したいと考えております。

以上です。

12番（浅野玄航君） ありがとうございます。

井上町長、こんなこと言ったら申しわけないですけども、私、ある人の言葉を今思い出しながら聞いていたんですけども、フランスの政治家だったと思うんですけども、名前ちょっと忘れちゃって正確に覚えていないんですけども、政治というのは未来を照らす灯台でなければならない、足元のやみをどうでこうでという話があったのをちょっと今思い出したんですけども、どうぞ未来をともし灯台として夢を持ってこの事業に取り組んでいただければありがたいなと思います。

ありがとうございました。（拍手）

議長（伊藤博明君） ご苦労さまでした。

これより2時10分まで休憩いたします。

（午後 1時51分）

議長（伊藤博明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時11分）

白鳥時忠君

議長（伊藤博明君） 通告順により、白鳥時忠君、登壇の上、ご質問願います。

（9番 白鳥時忠君 登壇）

9番（白鳥時忠君） 9番、白鳥時忠です。ただいま議長の許しを得ましたので、これより一般質問をさせていただきます。

11月21日教育民生委員会で御宿内の教育施設の視察を行いました。各学校の教育施設の状況を見て回りましたが、中でも御宿小学校の老朽化は余りにもひどく、修繕が必要な状況であり、これに対して早急な対応が必要であると考えます。来年4月に新たな気持ちで御宿小学校に来る生徒たちが、校舎のきれい、汚いはまだしも、校舎の場所によっては壁の破片が落ちてくる危険性があるところもあります。

このような現状で、今現在、御宿小学校の生徒は通学している現状であり、来年4月から岩和田小学校との統合をするわけです。11月27日の全員協議会でも教育民生委員会より御宿小学校の大幅な修繕と改修計画を明らかにさせ、一刻も早い改善をするよう要望書を提出しました。御宿小学校の耐震診断の結果が今月末か年明けの1月には出るとの教育課長の答弁が前回あり

ましたが、耐震診断が出た後の改修計画をどのように考えているのかお聞かせ願いたいと思います。

議長（伊藤博明君） 田中教育課長。

教育課長（田中とよ子君） お答えいたします。

先日、町内の各小中学校を訪問していただいた際のご指摘であると考えております。

11月27日には、教育民生委員長、副委員長から町長あてに大幅な修繕が必要であるという、一刻も早い改善をという要望書が出されました。

御宿小学校の老朽化につきましては、竣工から39年を経過し、その間何度か大幅な改修を進めてまいりました。統合に向けて、現在、修繕関係につきましては、迎え入れる各教室の教育環境整備のための作業に、現在、入っているところです。具体的に申し上げますと、教室となります特別教室を普通教室にするためのサッシの改修、黒板の塗りかえ、校舎内の天井の張りかえ、トイレのタイル張りかえなど、小破的な修繕も含めてなんですが、それについて現在、作業を進めているところですが、冬休みに入ってから、教室また壁面のペンキ塗り、それらにつきましては、教職員また役場職員で冬休み中にペンキ塗りをするというので、現在、作業工程を進めているところです。

今、ご指摘いろいろありましたが、学校内の施設管理等につきましては、小破的な修繕、また施設の状況把握等については、教職員が常時見回り等をして行っているのですが、全般的になかなか手が回っていない状況であります。それらにつきまして、この数年間、地域の方がボランティアとして、登下校時に子供をパトロールをしていただいているんですが、その方が学校周辺の状況を見て、草刈りですとか、枝払い、また、小破修繕、例えば昇降口の入り口とかで、ちょっと手をかければ直るんだよというようなところについての修繕をしていただいている、そういった状況があります。

それらを踏まえまして、今後、施設改修要望等が学校の方からもあがってきていますけれども、計画的な整備計画を立てていきたいというふうに考えています。

また、耐震診断について今ご指摘がありましたが、耐震診断につきましては、今年中もしくは年明け早々に結果が出るというふうに考えております。その結果によりましては、専門家等による、例えば補強工事等が必要だという結果が出た場合には、専門家の意見を聞いた中でどのような補強が妥当であるのか、適当であるのかというような判断をいただいた中で、工事計画を進めていかなければならないというふうには考えています。

9番（白鳥時忠君） ありがとうございます。

仮に緊急を要する必要がある改修が必要と判断された場合には、どのような計画になりますでしょうか。

議長（伊藤博明君） 田中課長。

教育課長（田中とよ子君） 緊急のということは、倒壊のおそれがあるということですか。

9番（白鳥時忠君） はい。

教育課長（田中とよ子君） すぐにでも倒壊の危険があるという場合、それにつきましても、補強計画をしてからの対応ということにはなるとは思います、本当に安全面で使えないということであれば、至急といいますか、別の形、児童を収容する別の形をとらなければいけない状況は出てくる可能性はあります。

9番（白鳥時忠君） 仮に、すぐ倒壊する危険性がない場合に、例えば今策定中の後期基本計画の耐震制度の向上という項目がありますが、災害発生時の公共施設利用者の安全を確保するとともに、地域住民の緊急避難所としての機能保持のため、建築年数が経過した公共施設の耐震診断の結果的実施と、耐震結果に基づく計画的耐震制度の向上に努めますとありますが、仮に、災害時、大きな地震が来て、家屋の倒壊、それにあわせて学校とか体育館が倒壊した場合、御宿町、避難所となっていると思いますが、御宿小学校のまず受け入れる対応人数、災害時の、それをまずお聞かせ願いたいと思います。

議長（伊藤博明君） 田中課長。

教育課長（田中とよ子君） 現在の地域防災計画の中で示されております、御宿小学校の収容人員については2,550人ということで記載されております。

9番（白鳥時忠君） そうすると、仮に体育館、学校が倒壊した場合、その2,550人の人は町としてはどのように対応するのでしょうか。

議長（伊藤博明君） 吉野総務課長。

総務課長（吉野健夫君） 今のご質問でございますけれども、2,550人というのは、グラウンドを対象にした収容でございます。グラウンドを対象にした人数ということでよろしくお願ひしたいと思います。

9番（白鳥時忠君） そうすると、仮に災害が発生して、グラウンド内に住民が来ますよね。その後、御宿小学校の体育館とか、小学校が利用できない場合には、中学校が仮に倒壊していない場合は、そちらの方に行ってもらおうとか、そういうような対応をとられるということでしょうか。

議長（伊藤博明君） 吉野課長。

総務課長（吉野健夫君） 今、議員ご指摘のとおりだと思いますけれども、適宜、自治防災会、消防団の方がいらっしゃるわけでございまして、また、あと、自主的に安全な場所に避難をしていただくという形になろうかと思えます。当然、その中には中学校のグラウンドも含まれているということでございます。

9番（白鳥時忠君） ありがとうございます。

先ほどの話に戻りますが、現地視察をした際に、自分たちが見ても余りにもひどい状況だと自分の中では感じました。町長は全員協議会、要望書が出されてから、2週間が経過しましたが、現場の方は視察等行かれましたでしょうか。

議長（伊藤博明君） 井上町長。

町長（井上七郎君） まだ行っていませんけれども、近々に行きたいとは思っています。いろいろ事情がありまして、私が行くとまた後の問題も加味してくるのではないかなと考えておりますし、また、ほかの問題も今含んでおりますので、近々のうちには行きたいと、そのように考えております。

9番（白鳥時忠君） わかりました。

町長は安全安心なまちづくり、先ほども浅野玄航議員が言っておりましたが、安全安心なまちづくりを第一にいつもおっしゃっています。先ほどの改修計画、いろいろな答弁をお聞きしましたが、できる限り早期の改修、改善を要望いたしまして、今日は私の一般質問はこれで終了させていただきたいと思えます。

ありがとうございます。（拍手）

議長（伊藤博明君） ご苦労さまでした。

瀧 口 義 雄 君

議長（伊藤博明君） 続きまして、通告順によりまして、瀧口義雄君、登壇の上、ご質問願います。

（8番 瀧口義雄君 登壇）

8番（瀧口義雄君） 8番、瀧口です。議長の許可がありましたので、一般質問させていただきます。

前回のように音声多重にならないように十分に注意して質問したいと思いますけれども、議長が言ったように、答弁する方も、また先ほど松崎議員がやられたときに、わかりやすい言葉で簡潔明瞭にお答え願いたいと思えます。

一部事務組合ということで、国吉病院のことについて前回に引き続いてお聞きしたいと思います。

大変、その一部事務組合ということで、風通しの悪い機構であります。そういう中で、合併の要因の1つにも挙げられております。そして御宿町から中村議員、松崎議員、吉野議員、3人の議員が国吉議会に出ておりますことを承知で、大変非礼だと思いますが、質問させていただきます。

そして、私たちも先ほど報告しましたように、波田総合病院の視察を行って大変感銘を受けております。精神的な高揚をなさっていかうということでございます。そういう中で、御宿町も議会、また町長初め、意見書を出して、驚くような建設費、12億円のダウンなんていう仰天するような話が来ております。そういう中で、ネット上にその入札の応募条件等々が発表されたということを聞いておりますので、これに関連して質問させていただきます。

担当課長も直の権限を持っていないので、答えづらいと思いますが、事前に通告してありますし、事務局、管理者等々打ち合わせしたと思っておりますので、でき得る限り簡潔にまた明瞭に答えたいと思います。

まず、第1点に、この計画上見直ししましたね。実施計画と見直しの計画で、概略、どういう形でどこを見直したのかということです。

それともう一点、公募型指名競争入札となったと聞いておりますけれども、これはどういう形で一般競争入札ではないのかと。今、知事あるいはトップが大変、警察のご厄介になって新聞紙上を騒がしております。そういう中で知事のそういう懇談会の中で、この二、三日のうちに発表されると。人為が加わらないような形の一般競争入札を全面的に取り上げていくという中で、人間の人為が入る、要するにそういう形の一般公募型指名競争入札にしたと。聞くとこるによると、いすみ市の市会議員、元吉という人、それが一般質問をしたおかげでそうなったという話も聞いております。またその人が今度は国吉病院の議員になっているのでちょっと驚いているんですけども。大変、その人の質問でそういうものも変わっちゃう世の中かなと思議に思うのですけれども。

ネット上で出ておりますので、多分皆さんご覧になっていると思えますけれども、これを見てまず思ったことは、これは後出しじゃんけんと同じような形で、ちゃんぽと同じような形じゃないかなと。ゼネコンが100メートル走っているという中で、県内業者は50メートルで走っていいよと、ちょこっと順序に共同体の援助がありますね。大体、入札をオープンにしてあって、公平なように見えて、特例を、入札で特例を設けるなんていうのは、要するに管理者のこ

の意図はどこにあるのかと。スタートラインを同じにして、同じ条件で走るのが入札ではないかと。特例を設けるといふのは、この公明正大の入札において最初からこれはちょんぼがありだよと、ゼネコンは100メートル走っている間に県内業者は50メートル走る、どちらが勝ると、それも特例だといったら、これはましてや県内業者は審査もないと。それとネット上で同時公開していないと。なかなか疑問の残る、建設へ最初から私たちは疑問を持っているのに、この入札でさえ疑問を持つようなものに対して、何とも後味の悪い話です。そういう中で、この2点、先ほど言いましたように、簡潔にお願いしたいと思います。

議長（伊藤博明君） 氏原保健福祉課長。

保健福祉課長（氏原憲二君） ただいまのご質問でありますけれども、国吉病院の議会事務局の方に事前に確認をして回答いただいておりますので、それに基づいて回答させていただきます。

まず、設計の見直し等についてのご質問につきまして回答でありますけれども、今回の設計見直しにつきましては、病院本体工事、外溝工事、解体工事などの工事部分については完了しております。医療機器購入費、什器備品購入費などの備品類については大体の目処を立て、現在精査中でございます。工事での見直し項目は、単価の見直し、仕様の見直し、建築面積の縮小、工事の縮小、取りやめ、建物外観の変更、経費の縮減などを行い、設計金額で議員ご指摘のように約12億4,600万円の縮減を行っておりますということでございます。

続きまして、公募型指名競争入札にした理由ということでの回答であります。本入札方式につきましては、正副管理者会議における協議を重ねまして、正副管理者全員の意見一致をみて決定をいたしておりますということで、まず、参加意欲のある業者に指名業者が限られることと。

（瀧口議員「ちょっともう一度、聞こえないんですけれども」と呼ぶ）

保健福祉課長（氏原憲二君） 公募型指名競争入札にした理由ということで、参加意欲のある業者に指名業者が限られること、応募要件を満たせば、原則として入札参加が可能となることにより、より入札の透明性が図れる方法であると考えましたという回答でございました。

8番（瀧口義雄君） それだけで結構です。

おかしいじゃないですか、一般競争入札で条件つけられだれでもフリーじゃないですか。公募型というのはその後チェックを入れるんですよね。全然言っていることと、この一般競争入札と公募型の趣旨を履き違えていますよ。スタートから間違っています。言っている趣旨が、あなたじゃないんですよ、正副管理者と、多分管理者が決めたんでしょうけれども。言ってい

る意味が全く違ってきますよ。条件を満たせば一般競争入札はだれでも参加できるけれども、公募型は条件を満たさないようにすることができるのです。わかりますよね。まず、そこから違っているから、この入札自体がおかしくなっていくと。

そういう中で、国保国吉病院議会、同じく建設委員会もともにないときに入札を行っている、入札の公募を行っている。解散していますからね。いすみ市議会が解散して、国吉病院の6名、議員がいないと、だれがチェックしてどう監査していくのかと。管理者のお手盛りじゃないですか、これは。それじゃなくたって問題があるというのに。だれがチェックして、どうやってするのか、予算通せばいいというものじゃない。予算の後の執行、御宿町議会だって中学校建設やるときはいろいろと協議して、協議しても足りない面があって、まだいろいろと設計云々とか建設とかいろいろな練り直しして町長の配慮もある中で、いろいろと大変変更しながら現在に至っていると。

これノーチェックですよ、今この知事とかそういう問題がある中で。この近郊で、先ほど浅野議員も言われたように、こんなものはっきり言って参加したくない、参加したくないけど、万やむを得ないという形なのでしょうけれども。それでさえ、クレームをつけて12億ダウンしている中で、今度は一番大事な入札、その基本的なものさえ怪しいと。チェック機能が働いていないと、予算通れば何でもありかと、だから一部二部組合というわけじゃないんですけれども、なかなか不透明な上に、今度は暗幕まで出ちゃって、陰で何やっているんだかわけわかんない。

それと、今度は期間ですよ、受付期間。僕はネットで見えていますけれども、課長、再度、受付期間の2点と、そのさなかに電気ですか。今言われた公明正大と言われながら今度は資格審査の点数を下げていると。1,510点から1,470点に下げていると。人数が集まらなかったら下げると、どんどん、どんどん、そんなことやっていたらきりが無い。御宿町だって中学校建設のときに、やはり1億以上は12社だ何だかんだとって、最終的に何社になったのだからちょっと聞いてみなければわからないのですけれども。何のためにそんなことやっているんだと、ネット上で公開していて、一番大事な最低条件のゼネコンの点数を1,510から1,470に下げちゃうと、何やっているんですかと。条件の変更がある特例はつける、それで今度は日にち、ほかの人は見ていないと思いますから言ってくださいよ。受付期間。

議長（伊藤博明君） 氏原課長。

保健福祉課長（氏原憲二君） それでは、2点ほど今ご質問ございました、入札方式はどのようにチェック機能が働いているかということについての回答でありますけれども、入札方式

は正副管理者会議において、協議を重ね、慎重に審議し、施設管理者全員の意見一致を見て決定いたしております。定例議会については、年内の開催は日程調整が難しいということで年明けを予定してございますということでした。

それと、受付期間でございますけれども、国保国吉病院改築事業に伴う公募型指名競争入札、公募のお知らせということで11月27日付のホームページに掲載された内容でございますと、公募受付期間は、11月28日から12月8日でございます。

8番（瀧口義雄君） ですね。そういう中で、最初にゼネコンを受け付けてあるわけですね、審査じゃなくてね。入札の申し込みの、あそこは要するに御宿町とかそういう自治体みたいに入札制度がないという中で、二段階でいったわけですね。最初、ゼネコンの受け付けをして、それから今度は県内業者の受け付けがあって。10日間で今度はジョイントを組んでこいと、組める業者はジョイントを組めと、なぜ最初からジョイントを組めと、組めるのが可能だと言っていないのですか。それも普通なら、僕もそういう建設は素人ですけども、本来、ジョイントを組むのは建物本体なのに、なぜ建物の一番大事な本体抜かして、管工事、衛生、電気なのかと。わけわかんないですね。全部共同企業体でいいというのならいいけれども、一番儲かる、また地元の業者がもしそういうものがあるんでしたらよ、入りたいという人もいるけれども。電気、とあと3本、それで本体だけ抜かすと、何か意図がないにしろあるにしろ、おかしいと思うのが普通じゃないですか。

それで電気なんかは、上に東電の所長が来ているなんて言っていますけれども、今もって最初からやれ関電工だと東電だというジョイントのうわさも業者間では飛び交っているし、私たちも現実に聞いていると。何なんですかこれは、何で本体企業だけ、JVをやめて、そのJVも途中からでしょう。特記で、特例で出ているわけでしょう。なぜ一括で出さないのですか。最初に出しておいて、後からこうでこっちに特例はありますよって、入札に特例なんかあっちゃこれはちょんぼやれというようなもんじゃないですか。地元業者を大切にしろという話とは違うでしょうよ。安く、安全で云々という話じゃないのですか。なぜ。

議長（伊藤博明君） 氏原課長。

保健福祉課長（氏原憲二君） この件につきましても、回答をいただいております、単独企業入札及び特定建設工事共同企業体と単独企業の混合入札にしたその理由ということでございまして、設備工事について混合入札方式を採用した理由は、すべての大手企業が共同企業体での施工を望むものではなく、共同企業体結成数が少なくなると、指名業者数が極端に少なくなる可能性があると思われ、混合入札の場合の方が、指名業者数の確保のため有利であると判

断いたしましたということであります。

8番（瀧口義雄君） ちょっと、それだけでいいです。

ということは、さっきの言っていることと矛盾するんだよね。公募型だから指名業者の確保があると、また選ばれると。大体、最初から間違っているじゃないですか。それと、指名、要するに、億以上だから12社以上という規定は承知しておりますけれども、こんな点数で切っただけでわかるわけですよ。

それと、要するに、電気とかそういうものです。そういうものが業者が少ないと言っているのに、点数を上げていて少ないと言って、今度は県内業者はフリーパスですよと、フリーパスとまで言わないけれども審査ありませんよと、県に届けてある点数以上なら結構ですよと。言っていること自体がおかしいじゃないですか。できたらネットで公開されているものをちょっと配って、皆さんに見てもらいたいと思うのですけれども。

建物は、じゃ、企業が多いか、電気は少ないから、じゃ、JVだと、その話は通らないでしょう。企業が多い少ないとか、そういう意味じゃなくて、公平性に欠けているということですよ。あなたが答えるような話じゃないでしょうから、それはそれで結構ですけれどもね。

一括発注ですれば経費率も当然下がるわけですよ。4分割すれば当然それだけ諸経費等々かかっていくわけですよ。その辺の話も、要するに業者育成とかそういう話は聞いてもらえない話ですからね。そういう中で、点数を落とした理由も業者がいないと、いないのなんかわかっている、高い点数でやっていたからいないわけで。なかなか、じゃ、もっと下げてほかの業者が入ってくればいいのかと、そう言いながらも、今度は県内業者はジョイント組んでくれればこれと、10日間でだれがジョイント組めるんですか。

悪いけど、この入札の終わってからも結構ですけれども、その順序を追って公表してもらいたいね。チェック機能がゼロですもの。悪いけどインチキのやりたい放題ですよ。管理者に言ってもらいたいね。こんなものが通っていくのなら、負担金なんか払いたくはないですよ。議会の開催中にとにかくやれば、議会、何でこんなに急がなければいけないの、補助金の関係ですか。工期の関係ですか。一番大切な議会建設委員会もないと、国吉議会も解散していると、何かすき間をねらってやったような感じじゃないですか。そう疑われたってしょうがないでしょう。ちょっと待てば、国吉病院議会も集まると、議会のチェックも受けない、建設委員会のチェックも受けない、あとは決算だけです。じゃなかったらあとは警察法取り締まるしかないじゃないですか。こんなもの聞いてもらえないよ。だから、これは不信を持って私は見えています。

以上で、あの……。

(発言する者あり)

8番(瀧口義雄君) だって、悪いんだけども、一括入札でやっていないで、ね、ほかの経費率聞いたってしょうがないでしょうよ。じゃ、答えたいみたいですからどうぞ。

保健福祉課長(氏原憲二君) 経費率については、回答をいただいております、これについては、一括と。

(発言する者あり)

保健福祉課長(氏原憲二君) 一括と同じ経費率にしてありますという回答です。

8番(瀧口義雄君) 経費率、率はわかっていますけれども、4つに分ければそれだけ経費が出て行くんですよ。合併の理論と同じでしょう。4つあるものを1つにすれば経費率は同じでも経費の率は下がると同じ。そういう中で、ひとつ私の方でお願いは、正副管理者と事務局長を何らかの形で直接説明を受けたい、これは定例議会の中での提案です。今、私が質問したものを管理者から聞きたい。これを事務局長の方へ伝えていただきたい、管理者と。不透明です。結論はそれだけです。

そういう中で、次の質問に移らせていただきます。じゃ、課長、それよろしいです。伝えていただけますね。

保健福祉課長(氏原憲二君) はい、伝えます。

(発言する者あり)

8番(瀧口義雄君) 今、場外からノーと言われたらどうするんだという、ノーと言われないう条件を出しましょう。

保健福祉課長(氏原憲二君) これにつきましても回答をいただいております、管理者及び事務局長から直接説明を希望するが対応が可能かという質問をさせていただきまして、本入札に関しましては、正副管理者会議を開催し、内容を充分慎重審議し、意見を出し合い討議をした上で意見一致を見て決定いたしておりますので、そういうことをご理解をいただきたいというようなことでの回答をいただいておりますが、再度、本会議の中でそういう話があったことはお伝えさせていただきます。

8番(瀧口義雄君) ちょっと質問の趣旨を変えましょう。

要するに、今、入札方式、共同企業体について指名の一括方式について等々聞きましたけれども、結局説明不十分ですよ、不透明なまま終わっていて、不透明のまま入札やっているということで、これは暗やみの入札ですよ。それをそのまま管理者が認めているということは、

今後、どういう形になっていっても、それはあらぬ腹を疑われてもしょうがないということですよ。ノーチェックなんですもの。それも公募型ならチェック機能が働かない、管理者がびつとはじけばはじけるんですよ。一般競争入札だったら、金額でいける、条件の合ったものは。それを公募型にして今度は建物は単独でだけですよ、あとジョイントですよ、何でこの差別の説明がつかないじゃないですか。つかないままこれは不思議な世界です。不思議なというのは、疑惑だらけだということです、はっきり言えば。そのまま結論なしで終わりにしたいと思います。

続きまして、また一部事務組合なんですけれども、どうも一部事務組合の話ばかりして申しわけないんですけれども、お知らせ版にその469号、御宿お知らせ版、そういう中で清掃手数料の値上げが入っていました。そういう中で、決算の細部が公表されておりません。組合ですから、県の方とまた町の方に報告があるということは承知しておりますけれども、御宿町の負担金、今年の予算は2,757万円です。その前は大体1,800万円見当できています。

そういう中で、今回の改修と書いてありますけれども、どこをどのくらい改修したのかというのと、この処理費の算出根拠、あと組合の管内の委託をすると、委託業者、それといつの時代からこの委託業が始まった、その法的根拠。あと、業者にはどのくらい払っているのか、その決算状況。それと、こんなのは考えられないんですけれども、今どき独占企業というのは前時代的ですよ。赤字になったら業者につけますと、基金の取り崩しもやって、企業努力もしているという中で、町も負担金をあげていると、利用者も受益者も今度は手数料値上げだという中で、組合、業者、これどうなっているんだと、赤字なのか、黒字なのかと。独占企業で黒字なのか、赤字なのかという中で、それがどのくらいの幅なのかと、そういう中でどのくらい計算して住民に負担かける、町に負担を持ってくるのかと。その辺が明確ではないですよ。

今回の値上げ、大体1割くらいなんですけれども、この文面を読むと、今後は修理費、処理費は利用者あるいは受益者負担になっていくというような文面に読み取れると。町の負担はもう今後いすみ鉄道みたいに基金で取り崩して行って、あとは求めないという大変結構な、僕は自分なりの解釈しているんですけれども、組合は政策方針の転換をしたのではないかなという、これは受けとめ方ですよ。

ちょっと待ってください。お知らせ版ですよ、課長が出したんでしょうけれども、平成19年4月1日より施設の改修や原油高騰等により、処理経費の増加に伴いやむを得ず小型合併浄化槽手数料を改正することになりました、ご理解願いますと。要するに、今度は値上げしたものは受益者に返していくと、求めていくということですから、今後、町の負担金はなくなると

いう考えでいいんですよね。受益者にも求めると、町にも求めると、それで独占企業だと、踏んだりけったりじゃないですか。これも井上課長お答えづらいでしょうけれども、まず、1点。どこをどのように改修したのかと、それと管内の組合に入っている委託戸数ですね、委託業者。その持ち分、業者名、収支決算、それと1割負担上げた根拠。すみません、15分ぐらいで終わりにしたいと思いますので。

議長（伊藤博明君） 井上建設環境課長。

建設環境課長（井上秀樹君） それでは、このうちの方の答弁につきましても、先ほどの氏原課長お答えしたとおり、私どもも一部事務組合に質問に確認した内容についてご説明申し上げます。

ただいまの内容については、お知らせ版の内容についての経費がどのように上がったのか、今後また手数料、経費はどうなるかということで、それについての委託業者の状況。

8番（瀧口義雄君） 悪いんですけれども、簡単に、まず改修費がどのくらいかかったのかと、管内業者の委託戸数は幾つと、委託業者は幾らかと、業者の決算報告。

建設環境課長（井上秀樹君） それではまず、改修費、これについては、現在進行中のものがございまして、予算上でトータル2,900万円ぐらいになります。

それと、管内委託の内容ですが、浄化槽総設置件数1万8,600ほどの中で、委託が1万1,000、約59.1%を委託に回しているとのことです。

それから、業者の決算状況については、我々請求しましたが、当然個人情報ですので、それは後ほどご請求いただきたいというような回答です。

以上です。

8番（瀧口義雄君） それと、まず戻りますけれども、委託業者が幾らなっているかわからないと、あと、業者名を教えてくださいたいね。何社いるのか、どこどこ、これ合併しましたから、大多喜と御宿といすみ市だと思っんですけれども、どこで何社いて、どういう業者かと。それと不透明なのは、業者に幾ら払っているのかもわからなくて、値上げ、石油、原油が高騰しました、改修しました費用を出してくれと、業者ががっぷり黒字だったらどうするのですかよ。その辺もわからないですか。

御宿町から議長と町長が出ていますけれども、議長は壇上に上がっているそうですから、ものが言えないでしょうから、そういう中で、赤字だったら負担やむを得ないと思うのですけれども、黒字だったら多少遠慮するのが当たり前じゃないですか、その精査もできない。先ほど言ったように、決算状況はあがっていますけれども、細部のそれがないでしょう、一番肝心な。

黒字だったら多少遠慮しろよと、独占企業じゃないか、永遠に続くんだよと。これは後で聞きますけれども。受益者と何も言わない役場に負担を求めて、独占企業が左うちわでこんな世界あり得るのかい。たばこだって米だってもう自由法だよ。だから県の方は一部事務組合は不透明だから合併して解消しろと言っているさなかにこんなもの出されて、はい、そうですかと。

来年度予算は当然、私は財政課長は減っていると思っていますよ。前よりね。受益者に負担を求めているのだから。まで言っておきますけれども。受益者の負担、町も同じ受益者ですよ。その負担ばかり求めていて、委託業者が独占企業です、個人情報ですと、そんなもの聞いていられる話じゃないじゃないですか。金もらっているのでしょうか。もらっているのなら、赤字だったら補てんしましょうよ。黒字だったら多少遠慮するのが当たり前の世界でしょう。それが表に出せないような不透明な値上げならやめることですよ。

これは今度どのくらい赤字だったんだと、まず5社の、聞いているところによると5社です。その決算状況を把握しなければいけない。それと、合併議論と同じですよ。自由競争をすれば100円のところを80円だってやる人もいる。2,000軒で限られているからそんなもので、4,000軒なら50円でできるかもしれない。こういう企業論理があって当たり前の世界ですよ、もう。酒、たばこ、塩、米でさえ自由化していると、これは汚い仕事かもしれないけれども、大変日常に欠かせない話ですよ。2,000軒なんてなったら、御宿はこれ以上増えるわけがないでしょう。後期計画だって人口推移を見れば増えないと思う。それに御宿台は入っていないと、この中にね。大型はまた別だと聞いております。

御宿台の例をとると、業者をかえたおかげで数100万円安くなった、金額はちょっと把握していないのですけれども。そういうことだってあり得る。自由競争にするのが当たり前で、どこに法的根拠があるのですか。彼らが、彼らというのは、委託業者が施設の応分の資本金負担をしているならやむを得ない。ぽっと来て委託業者だと、施設の改修費とか建設費とか応分の負担をして資本参加あるいは株主になっているならそれはわかります、この世の中。何もなくて独占企業だと、こんなものは世の中通らないよ。規約だって、いつからそんな規約ができたか知らないけれども、今の世の中に通用する規約ではないということです。ですね、課長。

再度、組合の方に要望していただきたいのは、業者の決算状況もあげないで、値上げするなんていうのは、行政と受益者をばかにしているような話だと。はっきりと受益者がこれだけ負担を求めるにはこれだけ業者も赤字ですと、それとこういう経営改善していきますと、いすみ鉄道みたいに基金の取り崩しをやって、今後負担を求めないというような形に持ってくるのなら納得しますけれども。一番不透明な独占企業がもうかっているのか赤字なのかかわからないと、

それで半永久的にこの会社が存続して行って、利益をはっきり言ってむさぼっていると言いますよ。そんなものは許される世界ですか。対応が著しく悪い。悪い中で大変こういうものを出す自体不愉快な話です。行政がそれを認めているのなら、あなたたちも応分の責任があるということですよ。

再度、この値上げを了解する前に、議会も組合もあるでしょうけれども、再度揺り戻してもらいたい。こうこれは言うけれども。

(「あと23分です」と呼ぶ者あり)

8番(瀧口義雄君) ちょっと、23分なので、本来なら一般質問は問題点を指摘して、それで執行部の考えを聞いて自分の考えを言って、あるいはまた執行部の方針をただしていくのが筋でしょうと思うんですけれども、いろいろと問題がある中で、浅野議員、貝塚議員がその来年度予算のことを聞いておりますし、また、重複する面も多々ありますので、簡潔明瞭にいきたいと思っています。

まず、結論から伺いたいと思いますけれども、私たちの任期も10カ月を切りまして、そういう中で基本計画と後期の3カ年実施計画がちょうど協議されているさなかに、県の方で11月13日、合併の構想が出てきましたけれども、町長はこれに対してどのような考えでいるのかと、もっと端的に聞けば、みずからの意思で任意協を立ち上げる気があるのか、ないのかと、それだけで結構です。

この、私たちも10カ月で、町長もその先はともかく、2年の間に自らの意思で任意の合併協議会を立ち上げる気があるのか、ないのかと。受動的ではなくて、みずからの意思で合併の枠組みはともかく、任意協を自ら先導して旗振って合併の任意協をつくろうよという考えはあるのか、ないのか。状況を見てとかそういうの、機を熟したとかそういうんじゃないで、今この時点で。あるいはそんな気はないんだよと、内政自由にして、中学校、あるいは小学校の改修、福祉の充実、包括支援センターとかいろいろとある中、そっちに重点を置くんだと。あるいは、もうどぼんで構わないから任意協を立ち上げて合併の道に進むのかと、まず結論を聞いてからいきたいと思います。簡単で結構です。

議長(伊藤博明君) 井上町長。

町長(井上七郎君) 大変厳しい質問で。

(瀧口議員「簡単ですよ」と呼ぶ)

町長(井上七郎君) 即答はできませんけれども、相手のあることですから、一応こちらからは発信はしていきたいと思いますが、その辺はご理解をしていただきたいと思います。

8番（瀧口義雄君） わかりました。

要するに相手を見てから動くと、みずから能動的に動かないということで、この2年間の間の合併は考えなくてよろしいという結論でよろしゅうございますか。

町長（井上七郎君） そこまでは。

8番（瀧口義雄君） はっきり言ってください、そういう解釈でよろしいのです。

そういう中で、再度この結論に至った道を聞いてみたいと思いますけれども、基本計画は今、協議していますけれども、まず、文言で間違っているというような誤解を受けやすい面は、字句の訂正とかそういう意味ではなくて、2022年3月を、これすみません後期計画の書類です、の2ページです。平成22年3月を期限とする新合併特例文云々とありますね、そういう中で、この後期計画は、市町村合併の際は新市の建設計画へ引き継がれるものと、こういう惑わしいことを言っちゃいけないんですよ。こんなもの引き継がれるわけないんですから。協議して引き継がれると、全部が引き継がれるような形でやったら住民惑う。全然、これ実施計画、伴う実施計画なんか引き継がれる話じゃないんですよ。

だから、ここで一生懸命協議している人は、合併してもこの話が全部引き継がれると思って、全然引き継がれてない、ただのこれごみですから。悪いけど。そういう人を惑わすような文言を書いちゃいけません。正式に協議した後に引き継がれると。相手のあることですから、町長の言われるように。書いた人は反省してください。それと、訂正してください。

そういう中で、今、町長の言われたように相手のあることの中で、この新しい特例債、この中で特に注目を浴びるのは、勧告ということと、その後この新特例債の中で収入に関する特例措置はどうなるのかと。それともう一つ、ついでという中で、いすみ市が旧の法律で合併していましたけれども、それは例えば合併した場合、全部の市町村に参入した、あるいはいすみ市以外の市町村にもその効果を及ぶのか、それとも旧いすみ市、合併した場合、のだけなのかと、特に交付税に関してです。この2点。

議長（伊藤博明君） 瀧口課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 交付税措置でありますけれども、旧法では10年でありましたけれども、新法では9年、7年、5年と短縮されております。また、旧法で合併したものはその地域の交付税の算入の仕方にしますけれども、旧法と新法で合併したものは、またその分野によって算定を変えるということです。

8番（瀧口義雄君） ちょっと説明がわかりづらい、はっきり言って、いすみ市の特例債が例えば2市5町で合併した場合、勝浦、御宿、大多喜に波及するのか、しないのかということ

なんです。それがするか、しないかだけで結構なんです。わからなければいいんですけれども。

企画財政課長（瀧口和廣君） 波及はしません。

8番（瀧口義雄君） しない。簡単な話ですよ。

要するに、新規にこれから2市5町で合併しても、旧法の適用は新たに入ったところは適用しないということです。

それと、勧告について。具体的に。勧告というのが今度は入ってきましたよね。新法の中ですね。勧告に対する意義づけ、法的根拠、だれか答えてください。

議長（伊藤博明君） 瀧口課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 新法では知事は勧告することができるという規定であります。

8番（瀧口義雄君） そうじゃなくて、勧告の意味です。どこまで法的根拠を持つのかと、勧告しなければ町が解体しちゃうぞというぐらいの権限を持つのか、言いつ放しなのか、懲罰で構成減らすとか、そういうものがあるのか。

議長（伊藤博明君） 吉野総務課長。

総務課長（吉野健夫君） 勧告を行うことができるとされていますけれども、これを受けた市町村長が合併協議会を議会に付議することとして議会がこれを否決した場合には住民の6分の1以上の有権者の署名によって、市町村長が住民投票を請求することができるということになっています。

8番（瀧口義雄君） 要するに、前と同じように、勧告しても勧告無視しても構わないと。

総務課長（吉野健夫君） 否決ということもあり得るということです。

8番（瀧口義雄君） ですよ。

総務課長（吉野健夫君） はい。

8番（瀧口義雄君） また、町長が勧告を聞き入れなくても構わないわけよね。何の法的根拠もないわけね。

例えば、御宿町、2市5町で合併しろという勧告が来ても、だって任意協も立ち上げていない、合併法定協議会も立ち上げていない中で、どぼんと来るなんてそんな不謹慎な話ないでしょう。

要するに、任意協を立ち上げるとか、法定協議会を立ち上げろという勧告が来るわけでしょう。それは中長期的に見てという話の中で、不合理な面は、4万人のいすみ市を置いて、また、おれはいすみ市の市民じゃないけれども、また合併しろなんてこんな不見識な話ないでしょう。

二重婚みたいなものですよ。隣と隣で結婚して、またこれはまずいからもっと違う女と結婚しろと、失礼ですけども、そういうような話と同じですよ。こんな合併は認められないよ。ステップを踏んで、中長期的にいけという話でしょう。それをやった県の方も悪いし、県会議員も大変不見識だと思ふし、そういうものを認めた県の責務を問いたい。大変不見識で、なったいすみ市の人は不幸だ。

そういう中で、勧告は要するに法的根拠を持たないという形は、ただ言っただけですよと、合併した法定協議会立ち上げた方がいいですよという言葉ですよ。それを聞かなかつたら、町長減俸とかそんなのはあり得ない世界ですから、じゃ何なんだという話ですよ。要するに自主性に任せると、あつてもなくても同じようなものということです。

それだけ聞いておけば後は町長の、さっき任意協を立ち上げる云々という中で、確かに相手のあることだと思ふます。大変、相手がいすみ市の場合は、合併してこの間、議員が選挙をやって新しいまちづくりに専念している中で、また合併しろといつたら、これは混乱のるつぽに入ると思ふんですけれども。相手がどういう形かわからないんですけれども。

再度戻つて、1市5町、これはなぜ破綻したのかと。要するに過去を振り返つて今後の対応をとるのが一番だと思ふます。そういう中で、5町の破綻した理由、なぜ、いすみ市が誕生したのかと、この3点について簡潔にお答え願えればと思ふています。

議長（伊藤博明君） 吉野課長。

総務課長（吉野健夫君） ご質問の中で、旧5町の合併について不調に終わったこの件についてはどうかということでしょうか。

8番（瀧口義雄君） ええ、1市5町ね。まず1市5町が破綻したでしょう、平成14年に、協議会立ち上げて。なぜ1市5町が、一番理想的な枠組みだと言われながら、理想のカップルとは一緒になれなかつたという中で。

総務課長（吉野健夫君） 結論から申し上げますと、合意に至らなかつた理由は、事務所の位置、新市の名称、基本項目等について意見集約が充分出来なかつたことにより、他市のことではありますが、勝浦市議会において白紙になつたという認識をいたしております。

8番（瀧口義雄君） 次、5町。

総務課長（吉野健夫君） 5町の場合には、これにつきましては、課長から申し上げたように、大多喜の法定協議会設置の議決が得られなかつたということでございます。事務所の位置を初めとする基本項目において、充分な協議を行うことができなかつたと、調整がつかなかつたことが要因であるというふうに考えます。

8番（瀧口義雄君） 総務課長、ちょっといいですか、法定協議会の設置は5町の場合、必要なかったんじゃないんですか。

総務課長（吉野健夫君） 失礼しました、そうです。

8番（瀧口義雄君） 要するに、議会の責任じゃないのでしょうか。田嶋町長がノーと言ったからでしょう。議会の経由は必要ないと5町の場合聞いていましたけれども。参加するしないは、どこの判断だと思います、議会に同意を求める案件ではなかったと思う、法定協議会は1市5町。

総務課長（吉野健夫君） 失礼しました、いいと思います、はい。

8番（瀧口義雄君） ですよね、だから、これは田嶋町長の責任でしょう。じゃないですか。議会は関係していないもの、これは。

総務課長（吉野健夫君） 他町のことで。

8番（瀧口義雄君） 他町だって私は質問上、失礼ですけれどもと書いてあるじゃないですか。田嶋町長がノーと言ったのでしょうか。その町長はまた合併なんて、たわいごとと言っていますけれども、そうでしょう。議会じゃない、これは田嶋町長の判断でしょう。

総務課長（吉野健夫君） 大多喜町の回答でございます。

8番（瀧口義雄君） ですよね。そういう中で、勝浦市は議会を経由したと。5町の場合は田嶋町長本人の決断だと、議会は関与していないと、御宿町も5町ならやむを得ないと、議会の同意は必要なかったと、法定協議会に参加するのはね。

そういう中で、今後の話をこれを今総合的に勘案しても、いすみ市はいすみ市でまた新しい予算をつけてまちづくりに励んでいると。大多喜は同じ枠組みでもノーと言っている中で、聞いていられない話でしょうし。1市5町、2市2町でも同じように勝浦はまた事務所の位置でもめるという中で、町長、当分安心して内政に従事してください。

以上です。（拍手）

議長（伊藤博明君） ご苦労さまでした。

これより3時25分まで休憩いたします。

（午後 3時13分）

議長（伊藤博明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時28分）

石井芳清君

議長（伊藤博明君） 通告順により、石井芳清君、登壇の上、ご質問願います。

（1番 石井芳清君 登壇）

1番（石井芳清君） 1番、石井です。それでは、通告に従いまして、一般質問を始めさせていただきます。

今日は豊かな心をはぐくみ地域の伝統文化を大切にすまちづくりと、これは基本構想にうたわれているわけでありますが、これに関して幾つかの点について執行部の考え方をただしていきたいというふうに思います。

大きく分けて2つの点について伺わせていただきます。

まず、第1点目であります。昨今ニュースでも報道されておりますけれども、教育基本法の改正ということで、本臨時国会も間もなく終盤ということではあります。この内容について教育長の見解、感想も含めましてお伺いをしたいというふうに思います。

東大基礎学力開発研究センターが学力問題や教育改革について、全国の校長の意見を聞くために、今年7月から8月にかけてアンケートを行いました。その中では、66%の方が今回の教育基本法改正案に対して反対を表明しているというような報道がされたところであります。教育基本法改正案については、教育の目標として数多くの徳目を法律で定めること、子供に対して規律を重んじるように法律で定めること、教師に対して全体の奉仕者という規定を削除することなどが盛り込まれているようであります。これらの改正案についてどう思われますか。

また、2点目といたしまして、教育基本法案の改正論者は少年犯罪も耐震偽装事件もライブドア事件もすべて教育基本法が悪いせいだと、このように言っている方もいらっしゃいます。これらの主張についてどう思われるのか。

3点目についてであります。教育の現場から見て、今必要な改革、教育行政に問われるものは何かを伺いたいというふうに思います。ご承知のとおり全国ではいじめや自殺など、本当に教育関係者、保護者も含めて苦悩しているのが実態であるというふうに理解をしております。また、あわせて町内の今の子供たちを取り巻く教育の環境と申しましょうか、実態と申しましょうか、それについてどう把握しておられるのか。御宿町の今の教育の課題はどのように認識されておられるのか。それらについての問題の改善方法について、どのように考えておられるのか、まず1点目の質問といたします。

議長（伊藤博明君） 岩村教育長。

教育長（岩村 實君） 教育基本法にかかわる幾つかのご質問にお答えします。

大変大きなスケールの質問で、戸惑うところもあるわけではありますが、私なりに答えさせていただきます。

まず、教育基本法の改正案についてどう思うかということではありますが、今、国会で審議中であり、その推移を大いに注視しているところであります。

2番目に、少年犯罪の増加、あるいは耐震偽装事件等が、教育基本法が悪いからだという、そういう主張をどう思うかと、というお尋ねでございますが、こういう事件の主な要因を直接教育基本法に結びつける文脈であるとすれば、論理的に飛躍があり、いかななものかという感じがします。

3番目、教育の現場から見て、教育行政に問われていることは何か、町の状況と照らして、それに対してどう思うかと、どう考えるかという質問ではありますが、今、全国的に教育のさまざまな課題や、子供たちを巻き込んだ事件、事故等がたくさん発生しておりまして、連日のようにマスコミ報道されております。私どもは常に緊張の中にいます。一般的な傾向として、今の子供たちや青少年というのは、もちろんいいところあるんですが、幾つか挙げれば、規範意識が非常に薄くなっているとか、それから社会道德の面で弱さが見えている。あるいはいじめとかそれに起因する自殺だとか、不登校、学級崩壊、あるいは自立心とか、勉強しようとする気持ちが非常に薄くなっている。将来の職業観といえますか、目標、目的をほとんどの子供たち今持っていない。そういうような、さまざまな実態が一般的に言われています。

それらの大きな要因というのは、家庭における教育力が前ほどになくなってきているのではないかと、あるいは地域の連帯意識の変化などで、地域そのものが子供たちを指導したり注意したり、そういうような教育環境の希薄が一般的に指摘されています。これは主として今まで都市部にあった傾向なんですけど、最近ではすべての地域が共通に挙げている課題ではないかというふうに考えています。

御宿町の子供たちの状況につきましては、先の全員協議会で報告したとおりであります。こういう状況の中で、もし学校の立場でお願いするとすれば、家庭教育の充実、学校と地域と家庭との連携の強化というのが差し迫って非常に大きな課題ではないかなと思っています。

今年度、教育委員会の重点施策の1つとして、学校、地域あるいは家庭との連携を目指した、地域に開かれた学校運営を進めています。具体的には、学校開放日とか、あるいは学校を中心に地域ミニ集会、などを開催してきましたけれども、こういうものをさらに工夫して充実したものにしていきたいというふうに考えます。

2番目ですが、社会教育の一環として、御宿町地域子供教室を開催してきました。これは後

期基本計画にも盛り込む予定でありますけれども、これを放課後子供教室というふうに発展的に移行して、家庭教育を補完する仕事に充てていきたいというふうに考えます。

3番目ですが、各学校を単位に、2回ずつ保護者を対象とした家庭教育学級を開催しておりますが、いわゆる学令期、小学校入ってからではもう間に合わないんじゃないかということで、もっと低学年から、子供が持っているそういう家庭をその対象にしてできないのかどうか、検討していきたいと思っています。

それから、最後になりますが、今の小学校、中学校等にさまざまな子供を抱えて、さまざまな課題を持っています。学校をサポートするために、勉強を支援する、あるいは問題行動を伴う生徒指導に対応するために、教育ボランティアを立ち上げました。このさらなる充実した組織化を図っていきたいというふうに考えています。もちろん、教育委員会は管内の学校を指導監督する立場にあります。そういう意味で、私はもちろんでありますけれども、教育委員長あるいは学校教育課長を含めて、足しげく学校に行って、指導したりあるいは相談に乗ったり、直接子供たちに対応しながら、さまざまな課題を解決に向かって今後とも精いっぱい全力で対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

1番（石井芳清君） 課長の方から補足することはありますか。

ありがとうございました。

教育基本法については、つい最近のニュース報道ではそれこそやらせ問題、各校長会、こうしたものも、きのうは政府からその報告がされまして、それについても具体的にそういう事実があったと、世論誘導ですね、という疑念を払拭できないというふうにみずから述べたということであります。

今、教育長おっしゃられましたけれども、社会道德感の弱さ、また将来の目的を欠如しているというような一般的な傾向があるというふうに述べられましたけれども、まさに国を背負う、そういう政府与党がそういう事態を招くという中では、この教育基本法というのはご承知のとおり、国の根幹、国家の根幹をなすものというふうに理解をしておりますので、私は、これについては政府与党として、これは提案する資質に欠ける、そういう事態ではないかということを指摘させていただきたいというふうに思います。

それから、なお、町内の内容につきましては、教育長みずから陣頭指揮の先頭に立って対応されるというお答えをいただきました。本当に、人と人が人をつくっていくというのが教育だろうというふうに私も理解をしておりますので、その立場で地域の教育力、一言で言えば向

上のためにこれからも努力していただきたいというふうに思います。

次に移ります。

次に、小学校統合問題についてお伺いいたします。

これは何回か一般質問でも取り上げ、この間、また教育委員会含めて細かに報告もいただいているところではございますが、来年4月1日約3カ月ちょっとという中におきまして、具体的な経過と準備状況について、改めてお伺いをしたいというふうに思います。

まず、この間の経過について。岩和田小学校、学校、子供、保護者、地域のコンセンサスと準備状況について。

それから、御宿小学校に統合になるというふうに理解をしておりますので、岩和田小学校の利用計画について、どこまで来ているのかということ、フローと準備状況。そして、具体的には4月1日以降計画が、計画というのは、跡地利用、施設利用の計画だろうと、でありますけれども、その中間的な期間、それについてはどういう扱いになるのかと。管理者はだれが管理するのか、そして完全閉鎖にしてしまうのか、また、先ほど白鳥議員から避難所等、これは御宿小学校のことについて質疑されておりましたけれども、たしか岩和田小学校につきましても、避難所の指定がされているというふうに思うのです。

それから体育館などについてもかなり新しくて、十分に現在のままで活用できるわけですし、たしか開放についても要望があったというふうに聞いているわけでありましてけれども。その辺のところについて、具体的にだれがどのように管理されるのか。

それから、来年度につきましては、たしか今月中に予算編成を終えて、町長に出して具申されるというふうに聞いておりますので、それについてはもう既にそういう作業がされているというふうに思いますので、具体的にその辺についてどうなっているかということです。

それから御宿小学校につきましては、先ほど白鳥議員から細かい質疑がありましたけれども、ちょっと確認をしておきたいのは、幾つか先ほど課長の方から具体的な修繕内容について言及がありましたけれども、予算名についての具体的な話がなかったかと思えます。それ、たしか当初予算には、たしか修繕関係については300万円というお話で伺っていたかというふうに思うのです。すると、先ほどの幾つか報告いただいた内容が、今は概算見積もりだと思うんですけれども、そのトータルが幾らになるのかということだと思ふのです。それらについて明らかにしていただきたいというふうに思います。

とりあえず以上です。

議長（伊藤博明君） 田中教育課長。

教育課長（田中とよ子君） それでは、小学校統合についてのこの間の経過についてご説明いたします。統合につきましては、少子高齢化による児童数の減少が急速に進んでいるという中で、御宿町立の小学校の統合によって適正配置が必要ではないかということで、平成16年度から調査検討を進めてまいりました。

平成17年3月3日に町議会から御宿町公立小学校の適正配置を求める意見書を受けております。教育委員会事務局では、小学校統合庁内検討委員会を設置しまして協議を進めてまいりました。

同年5月12日に行われた全員協議会におきまして、統合に向けての方向性を提案させていただきました。その後、岩和田地区の役員への説明会、岩和田小学校、岩和田保育所の保護者を対象とした意見交換会、これらを数回にわたり実施いたしました。

この結果を踏まえまして、平成19年4月1日の学校統合の決断がされ、今年の6月定例会で御宿町立小中学校の設置条例の一部改正につきまして可決をいただき、岩和田小学校と御宿小学校の統合が正式に決定いたしました。

これを受けまして9月28日に、教育委員会定例会におきまして、御宿町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部改正、就学指定校変更に関する規定の廃止を議決いたしまして、10月13日に千葉県教育長あての岩和田小学校廃止届を提出したところです。

岩和田小学校、子供、保護者、地域のコンセンサスと準備状況についてということでご質問ですが、数年前から町内の小学校、御宿、岩和田、布施について、各小学校で行ってまいりました交流学习授業については、平成18年度、特に御宿、岩和田の2校の交流回数を増やしました。月1回、最低でも月1回ということで、交流授業。また、そのほかに陸上大会の合同練習、水泳授業、運動会などの行事を含めて交流の輪を広げてまいりました。この交流のために移動手段としましては、岩和田小学校から御宿小学校に移動するわけですが、今後の通学路を徒歩で、交通安全教育を含めた対応として実施をしております。この交流によりまして、児童の間では友達ができた、名前を覚えたといったような、そういったスムーズな関係ができつつあるというふうに確信しています。この交流学习によりまして、統合が円滑に行われて、また、御宿、岩和田、お互いの教育環境の現状などを知った上での統合に結びつけられるのではないかと考えております。

そのほかにも各学校で行ってまいりました学校保健委員会につきましても、御宿小、岩和田小、両校が合同の委員会を開催いたしまして、その中で児童生徒に対します保健活動等について共通の教育検討ということで会議を開いております。

この統合に向けましては、5月15日に学校関係者、保護者、教育委員会事務局の代表者により統合準備委員会を設置いたしまして、統合後の新たな学校の包括的な教育活動を展開できるような協議検討をしてまいりました。各検討の詳細事項につきましては、下部組織として作業部会を組織して、具体的な取り組みにつきましてPTAの各役員数ですとか、学校教育におきます細かな作業をしてまいりました。

まだ最終的な結論に至っていない部分もありますが、今後、詳細事項の結果につきましては1月中旬に両校の説明会を実施する予定です。この際には、統合後の学校生活に関する冊子というものを作成しまして、配付して説明していく予定です。

今後の予定ですが、岩和田小学校では閉校に向けての記念誌の作成ですとか、学校行事、地域の方々を含めましての事業を計画して、それに向けての作業を進めております。その事業、最終段階、終了式の終了後に学校開放、また閉校式を行って、引っ越し作業に入るようになっております。この引っ越し作業につきましては、それぞれの学校の大変な作業が見込まれるのですが、これはお願いです。中学校の引っ越しのときと同様に、皆様方のご協力をいただくと大変ありがたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

岩和田小学校では、閉校式前の最終事業といたしまして、例年3月30日離任式が行われるのですが、この離任式にかわりまして児童、教師、新しいスタートに向けての旅立ちの式としての計画をしているということで、学校から伺っております。

それと、御宿小学校の受け入れ準備ということです。御宿小学校の受け入れ準備につきましては先ほど白鳥議員さんの方からも、老朽化が非常に目立つ校舎で岩和田小学校の子供を受け入れ可能なのかというご質問をいただきました。この受け入れ準備につきましては、統合後の学級編制におきまして普通教室が4クラス増加するという見込みです。これによりまして、普通教室15必要になりますので、それに向けての普通教室の改修作業に入っております。

先ほどお話ししましたように、現在、特別教室として使われている普通教室を改修いたしまして普通教室にするわけですが、そのための工事といたしまして、予算面、サッシの改修ですとか、黒板の塗りかえ等で約200万円。校舎内の小破修繕などに100万円ということで現在作業を進めております。このほかのペンキ塗りと壁面、また教室内のペンキ塗りにつきましては、冬休み中に教職員また役場職員でペンキ塗りを実施するというように予定しております。

そのほかの受け入れ準備ですが、岩和田小学校からの備品等受け入れるための最終確認、これにつきましては、12月11日に御宿小、岩小、両校で確認等を行ったところです。これを最終というふうに教育委員会の方ではとらえております。

先ほど、さまざまな準備委員会でさまざまな検討をしているということでお話ししましたが、通学路ですとか登下校の時間、また日課編成、年間の行事、学用品、細かいところまで取り決めしますとかなりの項目があります。こういったことにつきましては、大方の調整が行われております。先ほど申し上げましたように、これらを冊子にしまして保護者、入学予定保護者も含めまして、説明会を1月中旬に行う予定でおります。

岩和田小学校の利用計画についてということでのご質問ですが、跡地の件につきましては、岩和田小学校跡地活用庁内検討委員会で協議を行っているところです。当面の4月以降の利用についてなんですが、これにつきましては、体育館、グラウンド、現在の使用状況を踏まえまして、一般貸し出しするという事で考えております。利用上の申請方法、使用料等、貸し出し方法については、まだ具体的な結論には至っておりません。先ほど出ました管理についてどこがどういうふうという話がありましたが、まだ結論には達していないということでご了承いただきたいと思っております。

災害時の避難所の指定ということではありますが、岩和田小学校については、耐震診断も既に終わっております。そういった中で、現行どおり指定の継続をしていくことになるというふうに考えております。

当分の間、いろいろ安全面では近隣の住民は大変不安を抱えるかと思っております。現在、子供たち、先生たち、出入りしている関係で、安心でしょうが、これから無人になった場合には近隣の住民に大変な不安を持つと思っております。そういったものも考慮した中で、進入防止ですとか、警備、そういった面での対応を図っていかねばならないというふうに考えております。

来年度以降の体育館等の住民開放を考えますと、保守管理費で多少の予算が必要になるというふうに考えております。

以上です。

1番(石井芳清君) わかりました。

小学校統合について、細かなご説明いただいたわけでありませうけれども、岩和田については、送り出す状況としては我々も見させていただきませうけれども、早目、早目の手当てが進んでいたのかなという状況でありませうけれども。先ほど白鳥議員もお話しされていませうけれども、御宿小学校については、ソフト面やハード面は特にハード面での部分がまだ手つかずというか、現状の小学校、小学生の児童の安全さえも私は不安な実態があると、統廃合に関係なく。というような状況なんだろうなというふうに思っております。

それから、統合に伴う改修ということでの300万円については、ほとんど手当てがついたと

いうことでありますが、そうすると、この間、町長に意見具申もさせていただいたときにも、我々視察させていただいた状況を幾つか写真にしてお見せしたところでもありますけれども。

例えばこの写真、ちょっと小さいからあれなんですけれども、これは校舎東側でこの真っすぐ奥が体育館の入り口になるところだと思うのです。これは綱が張ってあって、この綱は何かというと、この上が何ていうんですか、はがれ落ちてきていると、コンクリーが、落ちてきているということで。これはかつての岩和田小学校だとか、かつての御宿中学校がこういう状況で、その都度修繕していただいたというふうに思いますけれども。

それから、この写真はこの白いのは実は蛍光灯なんです。蛍光灯の上に雨漏りがしているわけですよ。これは音楽室ではないのですけれども、音楽室の準備室なども上のはり、そこが鉄筋が膨張してひびが入って、修繕していただいたところもありますけれども、またそれが膨らんできて下に落ちてくる、また、蛍光灯のところは音楽室、多分一番上の階だったと思います、すぐ上が屋根だと思うんですけれども。私たち見に行ったとき、まだ雨だれが落ちていまして、その雨だれがその蛍光灯のところから落ちているわけです。

床などについても、1階、2階などはきれいにカーペットをひき直していただいて、見ても非常にこうすがすがしい感じになっているんですけれども、わきのサッシのところは亀裂があってそこから雨水が差して床がぬれているような状況。また、3階、4階はまだこれからだと思うのです。先ほど言った音楽教室などのカーペットなども入り口のところの段差だとか、めくれている状況などもあるのです。

それから、先ほど、岩和田小学校で現在使われている教育備品について、御宿小学校に持ってくるという話がありましたから、多分来年4月以降は岩和田小でまだ比較的きれいな調度品、いすだとかテーブル類も持ってくるのかなというふうに思いますので。例えば音楽室のそのいすとか何かも、かなりこう古いものだと思うのです。大事に使っていただいているのはありがたいとは思いますが、そういうのに置きかえるのかなというふうに思うのですけれども。だからそういうものは、持ってこられるものはいいんですけれども。

こういうものをちょっと見ただけでもかなり多数に上っていると。例えば床だけやったら綺麗にやれば今回の300万円ぐらい、全部やるか、やらないかは別にしてもかかってしまうというのが実態なんです。ですから、ここで修繕計画は明らかにすることというのは質問通告してありますけれども、今どういうものがあって、それをどこまでどうするのかということをしちゃんと文書で議会の方に示していただきたいというふうに思うのです。今答弁されていましたが、この部分はボランティアでやりますよとか、それは結構だと思ってしまうんですけれども、

どう手当てをするのかということが大事だと思うのです。

それで、そうはいつでも4月1日という期限があるわけです。我々、今まで、こう何回かこの時期に学校を見させていただいているんですけれども、大体8割、9割、修繕関係の予算は当然その前年度から要望を受けているわけですから、4月1日とにかく予算化されたらすぐこうやりたいんだよということで、もういっぱいあるんだけれども、これだけはやってくださいよということで提案を受けていた内容ばかりだろうと思うのです。それは、何回も言いますが、別に統合ある、なしじゃない話だと思うんですよ。ですから、それはじゃ先ほども質問がありましたけれども、耐震診断の結果を待ってから執行するというような指示があるんでしょうか、ないんでしょうか。そういうことになるでしょう。それだったらそれでわからないわけではないのです。その辺についてはちょっとこの場ですから、明らかにしていただきたい。

それから、今後についてはどうするのかということ、先ほど白鳥議員から同様の質問があったわけでありましてけれども。今回、一般質問の中で、後期基本計画、それから各種予算、今後の町のあり方について質問があったというふうに思うのです。それで、私、今回提案したいのは、確かに御宿小学校についても、もうかなり老朽化進んでいます。具体的にはもう間もなく、少なくとも10年以内には建てかえという視野に入っていくのかなというふうに、個人的には思っております。そのほか公民館についても、もう大分古くなって剥離も始まっていますし、ご承知のとおり資料館についても同様な状況があります。それは教育施設なわけですが、教育施設だけではなくて、ほかの公共施設、町内の、それについても例えば、旧社会福祉協議会の事務所があったところも、あれもたしかもう使用に耐えないということで、壊すような話もあった状況があったかと思うのです。

そういうことも含めながら、公共施設どうあるべきなのか。町長おっしゃって、選挙公約にもありますけれども、あったらいいなというのじゃなくて、必要なものをやるんだというようにお話もあるわけですから、やっぱりそういう公共施設、一つ一つをやはりきちんともう一回見直し、見直しというかどうかどういう状況かというのを把握をしていただいて、それらについて簡単に言えば優先順位を、もしくは利用目的を変える、だとか含めた、公共施設全体の考え方を統一する、そういうような検討委員会、庁内で構わないと思うんですけれども、そういうものを設置していただきながら、じゃ小学校、次どうするのかと、耐震の結果がでたらどうするのかと、ということが大事だと思うのです。

ちょっと質問に出しているわけじゃありませんけれども、今度のこの学校教育施設を改修し

ていくにおいて、当然予算が幾らあるかはこの教育の中で考えればいいわけです。ただ、何回もお話出ていますけれども、やっぱり全体、手持ちの資金、資源が限られた中で、それをどう使っていくかと、それは優先課題、それは町長が最終的に決められるということだろうと思うのです。

そうなった場合、例えば私が所属しております、プール委員会、これについてもこの間、委員会を持たれましたけれども、来年度について修繕要望ということで、1,000万円以上、それもごくごくわずかな、全体をきちんとやればもっとかかるんじゃないかというような話もあります。ですから、そういうものも含めまして、今後どうしていくのかという全体的な考え方、それは一つ一つじゃなくて、そういうことが大事だろうと思うのですけれども。

この際ですから、この学校を今後どうしていくかという、その前の前提条件としてそういうものをきちんと構築しているものがないというふうに私は理解をしておりますので、そういうものをつくった上で、教育施設どうなるんだということで、それはそんなに時間的には余りない話だろうと思いますので。そういう作業も、今、基本計画も後期の計画もつくられておりますけれども、作業もしていただく必要があるのかなというふうに思うのですけれども。ちょっと関連ということになるかもわかりませんが、あわせて答弁いただきたいと思います。

議長（伊藤博明君） 田中課長。

教育課長（田中とよ子君） 修繕等について、耐震診断を受けてから修繕を考えているのかというご指摘がありました。そういうことはございません。修繕の時期を逸しているということでご指摘いただいて申しわけないというふうに考えております。

一部、例えば先ほどお話ありましたように、一部、床のカーペットがはがれているとか、そういうちょっと手を加えれば大丈夫なところについては、学校の方にできるだけ手をかけるような、そういう指導についても委員会の方から行っていきたいと思います。4月当初から修繕等については、そういう展開をするようにということで指導してまいりましたが、再度、そういうことで予算的なもので早期対応を図るようということで指導したいと思います。

議長（伊藤博明君） 瀧口企画財政課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 公共施設、老朽化してきている中で、総合的に全体を把握してどう業務計画をつくっていくかというものは、まだ立ち上げておりませんが、石井議員の質問のあったように、そのような組織を立ち上げ、皆さんと協議を進めたいと考えております。

1番（石井芳清君） わかりました。

公共施設については考えたいということですので、わかりました。

それから、先ほど課長の方から3月末の移動についてぜひお手伝いをということで、余りできるかどうかわかりませんが、議員皆さんそういう考え方で統一しておられますので、また具体的になりましたら、お示しをいただきたいというふうに思います。

それから、最後に、教育というのは、教育そのものというよりも我々できることは財政面ということだろうなというふうには思うわけでありましてけれども。今回、中学校ということで、大きな答申をしながら、これからの御宿町の子供たちを育てていくんだという決意で、例えば御宿中学校は整備されているわけでございます。

御宿も残念ながらさまざまな社会影響を受けた中で、いろいろな問題もあるというふうにも聞いておりますが、そうした中で、やっぱりその教育の現場たる施設がこういう状況であるということが、じゃ例えばこの役場にしろ、こういう例えば公的施設は冷暖房も効いていると、でも一方であるわけです。それがどうこうじゃないんですけれども。じゃ、また未来のこれからの子供たちが育っている。直してきちんと、例えば岩和田、古いといえば、岩和田小の方がずっと古いんですよ。でも、岩和田小学校の方が全然きれいですよ。普通、何も知らない人が来たら、御宿小学校がもう使えなくなっちゃったから、修繕費がかかり過ぎちゃうから岩和田小学校に行くのかなと、だれも知らない人だったらそういうふうに思っちゃうというのが残念ながら実態だと思うのです。

そうすると、じゃ、そういう建物の中で、どういう気持ちで子供たちが過ごしているかということだと思えますよ。それは社会のいろいろな影響はあるかもわかりませんが、我々やっぱり行政、またそれに携わる人たちが、じゃ、御宿小学校の教育環境についてどう思うのかということだと思えますので。ですから、やっぱりこれからの御宿町をつくっていくと、そのための人材のための場所を提供していくと、ちゃんと責任をとった立場で。先ほどの町長もまた現場に見られるというお話もありましたら、ぜひそのことを肝に銘じていただいて執行していただきたいというふうに思っています、を要望しておきまして、質問とさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

議長（伊藤博明君） ご苦労さまでした。

閉会の宣告

議長（伊藤博明君） 以上で今定例会の日程はすべて終了いたしました。

ここで、井上町長よりあいさつがあります。

井上町長。

町長（井上七郎君） 平成18年第4回定例会の閉会にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

このたびの定例会では、御宿町一般会計補正予算案などを、14議案についてご審議をいただき、議員の皆様方のご理解によりまして、いずれもご承認、ご決定をいただき、閉会の運びとなりました。議員の皆様から寄せられました意見等につきましては、真摯に受けとめてまいりたいと考えております。今後ともよろしくご指導、ご協力のほどお願い申し上げますとともに、いよいよこれから寒い時期に向かいます。健康には充分ご留意をされまして、希望に満ちた幸多き新年を迎えられますようお祈り申し上げ、閉会にあたってのあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（伊藤博明君） どうもありがとうございました。

議員各位には慎重審議いただき、また議事運営につきましてもご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。師走となり、何かと気ぜわしくなっております。本格的な冬を迎え、健康には充分ご留意されますようお願い申し上げます。

以上で平成18年御宿町議会第4回定例会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

（午後 4時07分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成19年2月15日

議 長 伊 藤 博 明

署 名 議 員 式 田 孝 夫

署 名 議 員 瀧 口 義 雄